

足立区教育委員会会議録

会議名	平成26年第3回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成26年3月13日(木)	場所	教育委員会室			
会議時間	(開会) 午前・午後 3時00分		～	(閉会) 午前・午後 4時30分		
休憩時間	①(休憩) 午前・午後 時 分		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	②(休憩) 午前・午後 時 分		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	委員長	花岡 惠三	出席	委員	桑原 勉	出席
	委員	小川 正人	出席	委員	小川 清美	出席
	教育長	青木 光夫	出席	出席委員5名、欠席委員0名		
出 席 者 の 名 簿	鈴木 一夫	教育次長	出席	三橋 雄彦	子ども家庭部長	出席
	石居 聡	学校教育部長	出席	永井 章子	子ども家庭課長	出席
	荒井 広幸	教育政策課長	出席	鳥山 高章	保育計画課長	出席
	絵野沢秀雄	学校適正配置担当課長	出席	荻原 貞二	保育課長	出席
	高橋 秀幸	学校支援課長	出席	大谷 博信	青少年課長	出席
	下河邊純子	放課後子ども教室担当課長	出席	境 博義	こども支援センターげんき所長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	浅見 信昭	学力定着推進担当課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	市川 保夫	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
	山中 寛	学校改築担当課長	出席	日比谷松夫	生涯学習振興公社事務局長	出席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	井元 浩平	地域のちから推進部長	出席
	宮澤 一則	教育指導室長	出席	松野 美幸	地域文化課長	出席
山崎 宏	教職員課長	出席				
書 記	山崎 弘孝	庶務係長	楠山 慶之	庶務係主査	矢神 功義	教育政策担当係長
	依田 慶子	教育政策担当係長	秋元 康裕	教育政策担当係長		
傍聴者	1名					
会議 に 付 し た 議 題	別紙、会議次第の通り。					

平成26年3月13日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○委員長 ただいまから本年第 3 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

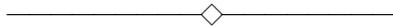
審議に先立ちまして、私から一言申し上げます。

2 月 1 3 日の第 2 回教育委員会定例会におきまして、3 月 1 日から私、花岡が教育委員長として選任をされました。あわせて、桑原委員につきましても委員長職務代理者となりました。また、小川正人委員には委員長として 1 年間御尽力をいただきました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。新しい体制で今後 1 年間やっけてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは始めさせていただきます。

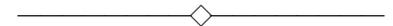
本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○委員長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名に青木委員、そして小川正人委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。



○委員長 それでは、日程第 1、第 1 3 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 1 3 号議案こども支援センターげんき条例施行規則の一部を改正する規制。

以上。

○委員長 では、第 1 3 号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 議案につきましては資料 1 ページでございますが、2 ページの第 1 3 号議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、こども支援センターげんき条例施行規則

の一部を改正する規制でございます。

1 番、改正の理由でございます。

旧こども家庭支援センター別館が綾瀬にございますが、その地域の開発に伴いまして平成 2 6 年度中に閉鎖決定したというところで、これまでこの旧こども家庭支援センター別館を利用していました、子ども支援活動を行う登録団体の活動場所を、西新井にありますこども支援センターげんきでも引き続き利用できるように規則の一部を改正するものでございます。

なお、登録団体については、先月末現在で 2 0 団体でございます。

2 番、改正内容でございます。

現行の規則では、こども支援センターげんきの研修室を、一般区民が利用する場合は月曜日から土曜日までは夜間のみの活動ということですが、今回の改正により、先ほどの登録団体は昼間の活動する団体がございますので、今回の改正によりまして、研修室 1 につきましては教育委員会が子ども支援活動を行う団体と認めたということを条件に、昼間の利用を可能にする内容でございます。

施工年月日は、平成 2 6 年 4 月 1 日からでございます。

今後の方針でございます。

子ども家庭課から、後援承認をしている子ども支援活動を行う団体に対しては個別に周知してまいります。

新旧対照表については、3 ページでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 1 3 号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

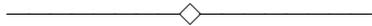
ないようですので、意見なしと認め、これより第 1 3 号議案こども支援センターげんき条例施行

規則の一部を改正する規制を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたします。



○委員長 次に、日程第2、第14号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第14号議案足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 次に、第14号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 議案説明資料4ページ、5ページが第14号議案でございます。6ページの第14号議案説明資料に基づき、ご説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

平成26年度の組織改正に伴いまして、足立区教育委員会事務局組織規則の一部改正するものがございます。

1といたしまして、改正の主な内容でございます。

学校教育部でございますが、組織として学校支援課を廃止いたします。

また、分掌事務の改正といたしまして、①といたしまして、教育政策課の分掌事務に「開かれた学校づくり協議会の推進に関する事」「放課後子ども教室事業に関する事」等を追加いたします。

②といたしまして、学務課の分掌事務に「自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関する事」を追加いたします。

③といたしまして、教育指導室の分掌事務に「区立学校におけるいじめ防止対策に関する事」を追加いたします。

(2) 子ども家庭部でございます。

組織でございますが、保育計画課及び保育課を廃止し、子ども・子育て支援課及び子ども・子育て施設課を新設いたします。

子ども・子育て支援課でございますが、「保育計画に関する事」「保育施設の指導調整に関する事」「保育の認定及び保育施設の入所に関する事」「保育システムに関する事」等がございます。

子ども・子育て施設課につきましては「認可保育所に関する事」「特別保育に関する事」「東京都認証保育所に関する事」等がございます。

分掌事務でございますが、①といたしまして、子ども家庭課の分掌事務を一部削除し、「区立保育所及び区立こども園職員の人事計画に関する事」等を追加いたします。

②といたしまして、青少年課の分掌事務に「学校教育活動を支援するための体験学習に関する事」を追加いたします。

施行年月日は、平成26年4月1日からを予定しております。

7ページ、8ページ、9ページ、18ページまでが新旧対照表でございますが、下線を引いた部分が改正になった部分でございます。

私からは、以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第14号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 組織の改廃については理解したのですが、学校支援課を廃止して、これまで学校支援課

が所管していた分掌事務については教育政策課に入れるということですが、その理由を教えてください。。

あと、子ども家庭部の保育計画課及び保育課を、子ども・子育て支援課及び施設課として新設する、その理由についてお願いします。

○委員長 教育政策課長。

○教育政策課長 私からは、学校支援課の廃止につきましてご説明を申し上げます。

今、全庁を挙げまして、所属の規模の適正化や係のレベルで寡少規模の所属をつくらないという組織の査定が進んでおります。

学校支援課につきましては、課長以下9名という小規模な所属でありましたことから、再三にわたって所属規模の適正化について所管の政策経営部から要求があったところでございます。

今般、所属規模の適正化ということで学校支援課の組織の充実といったようなことも含めて検討をさせていただきましたが、財政フレームが縮んでいく中で事業の充実というのも厳しいところがございますので、学校支援課を廃止いたしまして、学校支援課が現在所掌をしております業務を、もともと担当しておりました所管課あるいは、最も親和性の高い所管課へ振り分け直す形でかじを切らせていただいたというのが組織見直しの理由でございます。

○委員長 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 子ども家庭部内の組織の見直しでございます。2点ございます。

子ども・子育て支援法ができて、保育及び今でいう認可外保育などの枠組みが大きく変わることになります。それにあわせて、従来の保育計画のプランニングを中心として、あるいは認可外保育室の指導を中心としていた保育計画課、そして区立保育園、私立保育園を中心としていた保育課を廃止いたします。

そして、再編の方向性でございますが、子ども・子育て支援課は、保育計画アクションプランに関することと保育施設の指導に関すること、それから主に保育を希望されるという方々の入所や、その新制度に伴い実施される保育の必要性の認定に係ることなどを所管することになります。

また、子ども・子育て施設課では、認可保育所、認可外保育所を含め、公立・私立を含めた保育関連施設のトータルな運営を実施すると考えます。

また、区立の幼稚園教諭や保育士の人事管理に関するものを、子ども家庭課に移してまいります。

また、もう一点は、先ほどご説明がございました学校教育部から青少年課の分掌事務に、学校教育活動を支援するための体験学習に関することという項目を持ってまいります。これは青少年の体験の機会を提供するというところで、親和性があるということで青少年課に持ってきたところでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 小川委員、よろしいですか。

○小川委員 わかりました。確認ですが、学校支援課の廃止というのは、全庁での寡少組織の見直しというような文脈ということで理解しました。これまで学校支援課が担っていた、いわゆる学校と地域連携の事業の内容を大きく見直す趣旨で、その学校支援課の改廃ということではないということで確認していいのですね。

○委員長 教育政策課長。

○教育政策課長 はい。委員おっしゃるとおりの趣旨でございます。

○委員長 よろしいですか。

○小川委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

○委員長 他にご意見ございますか。ご質問ありませんか。

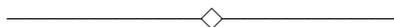
(なし)

他にないようですので、これより第14号議案足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第3、第15号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第15号議案平成25年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について。

以上。

○委員長 第15号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 議案説明資料21ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施いたしました。それに基づき、「評価報告書(案)」を作成いたしましたので提出するものでございます。

有識者会議の実施でございますが、有識者会議では平成25年度は2事業の重点事業を中心にご視察をいただきました。平成25年度の有識者の先生方は、(1)に記載しております平澤文教大学教授、村上東京大学准教授、屋敷国立教育政策研究所総括研究官の皆様でございます。

先ほど申し上げましたように今般見ていただきました事業でございますが、(2)の①で教育指

導室による学力向上担当校への重点的な訪問を通じた若手教員育成の取り組み、②といたしまして、学びの芽の育成～絵本活動をきっかけとした取り組み～、この2事業について有識者の方の知見をいただくということで事業を実施したところでございます。

2番でございますが、事務の点検・評価の内容でございます。有識者会議のご意見を活用して重点的に2事業の点検・評価を行うとともに、行政評価制度において教育委員会の権限に属する事業や施策の評価を実施しました。

別添をごらんください。

平成25年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び「評価報告書(案)」でございます。

開いていただきまして、目次として記載してございますが、1ページに点検評価の概要、5ページに有識者会議委員に視察いただいた事業の概要、17ページに有識者会議委員の意見書、26ページにその意見を踏まえた教育委員会の今後の方針を記載してございます。いただいた主な有識者の方々のご意見でございますが、27ページ以降に記載させていただいております。

平澤委員からは、指導室による重点訪問を通じた若手教員育成に関しまして、好奇心や向上心の喚起、生活環境の改善など多面的かつ地道な努力が必要だということ、数字だけに捉われない認識も必要だというようなご意見を頂戴してございます。教育委員会といたしましては、基礎学力向上のほか体験、体力、おいしい給食など総合的に進めておりまして、今後も学力の定着状況に応じて「知・徳・体」のバランスのとれた教育を充実させてまいるところでございます。

また、村上委員からは、対象校の選定に当たっては学年別、教科別の視点、校内のベテラン教員の配置状況、地域の状況などを考慮していくこと

が望ましいというご意見を頂戴しました。教育委員会といたしましては、平成26年度は小・中を9ブロックに分けて、指導主事をブロック担当制にし、各教員の適正能力判断はもとより、学年・教科別の学習到達度や校内OJT体制あるいは、いじめ対応などの課題を把握しながら重点指導していくなど対応してまいりたいと考えてございます。

また、屋敷先生も含めた全員の先生方からは、モデル校での若手の教員とベテランの教員の対話型研修が有効ではないかというご意見を頂戴し、教育委員会といたしましてもモデル校の取り組みを他校に紹介し、OJTを支援するとともに教務主任連絡会での情報交換を活性化させるなどしてまいりたいと考えてございます。

次に、絵本活動をきっかけとした取り組みでありますが、平澤先生からは、保育所が託児所の域を抜けて教育的観点を持つようになったことを喜んでいるというようなご意見、あるいはまた国語の習得は、あらゆる思考・活動の根源で絵本の取り組みに期待を持っているということ、さらに小学校の国語との連続性の確保にも配慮してもらいたいというような知見をいただいたところでございます。教育委員会といたしましても、乳幼児期の言語活動が大変重要であって、絵本の環境を整え、読み聞かせ等で絵本好きを増やし、言葉や文字への興味を引き出してまいります。小学校との連続性については、幼保小連携ブロック会議を活用して、子どもたちにとって興味の持てる言語環境を相互に整えてまいります。

村上先生からは、確かな学力を身につけるために幼児期の教育が重要で、今後も引き続き取り組みを継続させることが望ましいというご意見をいただきました。教育委員会といたしましても、今後も絵本好きな子どもを育てる中で認知、知識、知的好奇心、言語表現を育ててまいりたいと考え

ております。あわせて絵本の貸し出しにあたりましては、保護者に対する活動を行ってまいりたいというふうにご考えてございます。

さらに、屋敷先生からは、モデル園ではトーンチャイムの活用や、座る位置などに工夫が見られるし、研修にも熱心で全区的な広がり期待したいというご意見をいただきました。教育委員会といたしましては、見学や公開保育を実施していくこと、また園長会や「幼児教育情報だより」を活用して全区的な広がりを図ってまいります。

最後に、総括的なご意見でございます。

平澤先生からは、「イギリスでは学校給食の改善が低所得地域の学力を、わずかとはいえ改善した」との報告もある。生活環境は学力に大いに関係しているので、焦らずに努力してほしいというようなご意見をいただきました。教育委員会といたしましても、これまでの基礎学力の向上、心の教育、体験活動、体力向上、おいしい給食など厳しい財政状況の中で集中的に経費を投入して、区独自の施策を実施してまいりました。今後も学習定着度調査や学習意識調査等の結果を総合的に分析して課題を精査して、「知・徳・体」のバランスのとれた教育を推進してまいりたいというふうにご考えてございます。

村上先生からは、基礎学力の向上のためにはよりきめ細かな検証が必要で、テストの結果は重要だが、結果の分析に際してはこれまで以上に多面的な検討が望まれるというご意見を頂戴いたしました。教育委員会といたしましても、平均正答率や通過率は経年の推移を分析する基礎データとして今後も活用してまいります。学校生活の満足度や学習への関心、意欲、態度、家庭学習や通塾との相関も現在分析しているところでございまして、今後はさらに発展させて教科・単元別や知識の習得と活用のバランスなど多元的な指標を用いて評価を進めてまいりたいと考えてございます。

屋敷先生からは、施策全体としての評価、中・長期的評価も必要であり、成果に結びつかない事業があれば、阻害要因の検討が欠かせないというようなご意見、あるいは中学校での成績が停滞していることについて、中学校であれば授業評価がきちんとできる年齢であるので、各教科の授業評価を通じて授業改善につなげることは可能ではないかというご意見をいただいております。教育委員会といたしましても、中長期的なスパンで就学前から義務教育終了までの全学年トータルでの評価が必要だというふうに考えてございます。各授業が対象とする年齢層、学力層や目的を体系的に整理しつつ、学力調査等の相関を分析しながら施策全体の成果検証を進めてまいります。

また、これまでも学校での自己評価や開かれた学校づくり協議会による授業評価を行ってまいりましたが、中学生による授業評価については今後、校長会や協議会会長意見交換会などを通じて働きかけてまいりたいというふうに考えております。

なお、中学校の教員の授業力向上が喫緊の課題であるということをお考えまして、教員養成講座や教科別指導専門員などの取り組みを強化してまいりたいというふうに考えてございます。

今回いただきました有識者の方々の知見を参考としながら、点検・評価の報告書とさせていただきますと考えてございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

この第15号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 内容については少し時間をとって読ませてもらい、おおむね3人の有識者の評価は一般的に足立区のこれまでの取り組みについては好意的というか、肯定的に評価していただいていると

思いました。

それぞれの有識者委員の意見についての教育委員会の今後の方針の内容についても、指摘に対して教育委員会としてはこういうふうな取り組みを今後進めていくというか、基本的な方針も記載されていて妥当な内容かなと思います。

それを踏まえつつ、議案の21ページに今後の方針で、「なお、平成26年度は有識者会議を休止し、足立区の行政評価制度をもって施策の点検及び評価を実施する」とありますが、本日の報告書(案)の中身の質問ではないですが、これは平成26年度だけ休止なのか、もう26年度以降も休止して、こういうふうな評価については、足立区の行政評価制度を中心にして進めていくのだという方向なのでしょうか。

去年もそうでしたが、足立区の行政評価の中身と有識者の評価は切り口がかなり違うので、多面的な評価をする際には有効だと思っています。

あともう一つ、仮に平成26年度以降に有識者会議をやめて、足立区の行政評価制度を軸にして点検・評価するのであれば、教育委員会が自己点検・評価する責任があるので、少し教育委員会の評価のかかわり方とあり方ということも、それと一緒に検討しておかないといけないと感じています。その辺のご意見をいただければと思います。

○委員長 教育政策課長。

○教育政策課長 有識者会議につきまして、今年度で一旦休止をさせていただくということにつきましては2点理由がございます。

一点目は、今まで平成21年から続けてきて、就学前あるいは学校教育部分で私どもが力を入れて取り組んできました大どころの取り組みについて、ほぼ点検が一巡をしているといったようなことがございます。

またもう一点は、財政的な面で厳しくなってきたといったようなことも踏まえまして、平成

26年度は一旦休止をさせていただくという判断をさせていただきました。なお、それ以降の有識者会議のあり方につきましては、現在、国で教育委員会制度の見直しも進んでいるというところもございますので、新しい制度のもとにおけます教育委員会の役割等々を踏まえながら、27年度以降のあり方については、来年度検討させていただければというふうに思っているところでございます。

○委員長 小川委員、よろしいですか。

○小川委員 はい。わかりました。

○委員長 他にありますか。

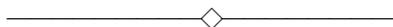
(なし)

他にないようですので、これより第15号議案平成25年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたします。



○委員長 次に、日程第4、第16号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第16号議案足立区教育財産の用途廃止の承認について。

以上。

○委員長 第16号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元の資料22ページが第16号議案でございます。25ページの第16号議案説明資料によりまして、ご説明をさせていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、提案理由でございますが、関原小学校の改築を予定しております。それと加平小学校、こちらは移転改築、場所を移して改築してございますが、完成に伴いまして、移転改築が完了したということでございます。

それに伴いまして、それぞれの古い施設を解体するというところでございますが、教育財産としての用途を廃止しなくては解体ができないということでございますので、用途廃止をするというところでございます。

2、用途廃止財産及び用途廃止日でございます。

(1) 関原小学校は所在地、足立区関原三丁目38番3号でございます。建物から工作物等については、記載のとおり数量・価格でございます。関原小学校は平成26年3月31日をもって用途廃止し、解体を進めるということでございます。

26ページでございます。

加平小学校については現在、足立区西加平一丁目8番6号でございます。旧加平小学校については移転改築が完了し、別のところに加平小学校ができ上がってございますので、この地の旧加平小学校については解体をするということでございます。建物・工作物等、数量・価格については記載のとおりでございます。旧加平小学校についても平成26年3月31日をもって用途廃止をいたすものでございます。

用途廃止後は、資産管理課長宛てに財産の用途廃止について協議することになります。取り壊し完了後は、公有財産の取り壊しについて、資産管理部長宛てに通知をいたすものでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第16号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員の発言をお願いいたします。

(なし)

意見なしと認め、これより第16号議案足立区教育財産の用途廃止の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

—————◇—————

○委員長 次に、日程第5、第17号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第17号議案足立区文化財の登録及び登録解除について。

以上。

○委員長 それでは、第17号議案については、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

推進部長。

○地域のちから推進部長 では、第17号議案説明資料28ページをおあけください。

件名は記載のとおりでございます。

1、理由でございますが、当委員会から諮問された文化財登録及び登録解除につきまして、文化財保護審議会から答申があったため議案として提出したものでございます。

2、主な内容につきましては、登録5件、登録解除2件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

私からは、以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第17号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

意見なしと認め、これより第17議案足立区文化財の登録及び登録解除についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

—————◇—————

○委員長 次に、日程第6、第18号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第6、第18号議案足立区文化財保護審議会委員の委嘱について。

以上。

○委員長 それでは、第18号議案についても、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 第18号議案、30ページをごらんください。

件名につきましては表記のとおりでございます。

1、委嘱の理由でございますが、文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、平成26・27年度の審議会委員10名を委嘱するものでございます。

3に、その委嘱する方の記載がございます。今回、8番の方、中川美知子さんが初めて委嘱する方でございます。委嘱年月日、任期は表記のとおりでございます。

私からは、以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第18号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員の発言をお願いいたします。

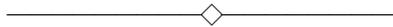
(なし)

意見なしと認め、これより第18号議案足立区文化財保護審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



○委員長 次に、日程第7、受理番号1の陳情についてを議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第7、受理番号1、教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採決を求める陳情。

以上。

○委員長 この受理番号1の陳情については、平成25年度第11回の定例会におきましてご審議いただき、これまで継続審議となった件です。その後、昨年第11回のときに説明いただいた内容について、変更などの動きがありましたら、関係所管の教育指導室長より報告をお願いいたします。

教育指導室長。

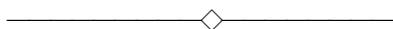
○教育指導室長 特に変化はございません。

○委員長 ただいまの説明のとおり、変更点がないということですので、本案は引き続き継続審議としたいと思います。

それでは、継続審議とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案につきましては継続審議とすることに決定いたします。



○委員長 次に、日程第8、教育長報告です。

青木教育長より、お願いいたします。

庶務係長。

○庶務係長 井元部長並びに松野課長、この後、会議がございまして、審議が終わりましたので、ここで退席をさせていただきたいと思っております。

(井元部長・松野課長 退室)

○委員長 では改めて、日程第8、教育長報告です。教育長、よろしく申し上げます。

○青木教育長 3月の第1回の定例会、区議会関係の報告をさせていただきます。

本会議は2月20日から21日、そして中間本会議を挟んで最終日が3月27日ということでございます。そして、その間予算委員会、明日、文教委員会がございまして、予算委員会の質疑がなされました。

本日、御報告をさせていただくのは、本会議でのやりとりということになります。

まず、自民党の代表質問ですが、保育園での幼児教育の質の向上について、幼稚園と比較してどう評価していくかといった質問がなされました。

これは幼児教育、就学前教育の取り組みについて保育園も行っていくということについてのご質問でございます。この点は委員長からご答弁をいただき、幼稚園と比較して保育園では短い準備時間の中で全ての保育実践例の共有を図るなどの工夫が必要だということと、それから5歳児プログラムを実施しているが、教育の観点からさらに充実が必要であるといった内容の答弁をさせていただいております。

同時に、どう高めていくかということについては、読書活動や遊びの再構築といった、意欲創造プロジェクトを拡大し、さらに私立保育園にも情報提供をしていくと、こういった答弁をさせていただいております。

それから、認可保育園における短時間就労を理由とする保育サービスの提供ということで新しく保育制度などが変わりますが、新制度にあたってこの辺をどのように考えていくかということです。

これについては子ども家庭部長から、新制度では保育認定を受けた世帯に保育サービスを統一して利用調整をすることになる。認可保育園だけではなく、小規模保育室、家庭福祉員などさまざまな保育サービスを提供していくといった答弁をさせていただいております。

それから、公明党の代表質問でございますが、共同学習ということについての質問をいただいております。これについては指導室長から、グループの組み合わせにより学習効果に差が出るため、学内では国語科の自分の考えを説明する時間や理科の学習など限られた教科で工夫して取り入れているという取り組みをしているということを答弁させていただいております。

それから、この共同学習について、授業についていけない子どものために拡大していく考えはないかというお尋ねに対しては、授業の遅れに対しては今回新規事業で、そだち指導員なども考えておりますが、習熟度別指導や放課後の学習、そして、そだち指導員など個々に応じた指導を実施していく予定で、共同学習については今後の研究課題とさせていただきたいと、こういった答弁をさせていただいております。

それから、同じく公明党では、いじめ問題への対応で、具体的にどのように取り組んでいくのか、それから学校へ設置されているいじめ防止対策委員会の課題というものとしてはどのようなものがあるかというお尋ねがありました。具体的な取り組みについては、スクールカウンセラーの倍増や、いじめ相談箱の設置やメールによるいじめ相談受け付けなど整備をしていくと。

それから、保護者など地域の協力も必要であるため、いじめ防止教室を実施して、早期発見のためのポイントなどを記録し、お知らせということで啓発をしていくという答弁をさせていただいております。

それから、学校のいじめ防止対策委員会の学校における課題でございますが、これは当然に取り組んでいくわけですが、そのチェックといいますか、月1回指導室が学校の活動を把握して必要な指導・助言を行っていくということで、きちんと各学校で対応していることをこういった形で担保していきますという答弁をさせていただいております。

それから、子ども・子育て支援の新制度についてのお尋ねもございました。幾つかありましたが、認証保育所の位置づけであるとか、ご提言をいただいております保育コンシェルジュの配置などに取り組むべきではないかということでございます。

これに対して新制度における認証保育所の制度は、説明をさせていただいたところですが、まだはっきりとした動向が示されていないので、それを今後注視していきたいということ。それから、コンシェルジュについては、子育てサロンへの出張相談会などから、保護者へ積極的に情報提供する事業を今後充実していきたいという形で答弁をさせていただいております。

共産党の代表の質問に対してですが、給食食材の放射線検査についてのご質問をいただいております。放射線検査については、これまでも同じ答弁をさせていただいておりますが、現在の各都道府県などでの食品の出荷制限などによって安全な検査体制は確立されているので、特に状況に変化がない限りはこういった検査を行うことは考えていないということをこれまで同様、申し上げます。

ご質問の中には、最後の1区になってもやらないという態度を改めるべきではないかという趣旨のご指摘がありましたが、そういった考えでやっていくのではなくて、状況の変化によっては対応もあり得るといふ、そういった含みを持っている答弁をさせていただいております。

民主党からは、教育委員会制度の改革、それから同じく給食の食材検査の件についての質問などがございました。委員会制度については、政府与党は、教育委員長と教育長のポストを統合し、常勤の仮称の代表教育委員を設ける方針を示したが、区長の見解はどうかということで、これは区長答弁で、区長と教育委員長が良好な環境を保ちつつ足並みをそろえていくことが重要で、こうした視点から国の今後の議論の推移を注視していきたいといった旨の答弁をしていただいております。

食材検査についての答弁は、先ほどの共産党への答弁と同趣旨でございます。

そのほか学校トイレの洋式化の問題、これについては改築時などの機会を捉えて計画的に推進をしていくといったこと、それからネットリテラシー、デートDVなどについてのご質問もいただきました。

それから、みんなの党については、学力向上施策のこれまでの成果について、そして世界に通用する特別な人材育成にもつなげてほしいといった趣旨のご質問、それからいじめ防止対策についてなどのご質問をいただきました。

学力向上については、基礎学習教室の学力の下支えにより小学校の学力調査の結果が向上したということ、それから各学校の個別指導を充実させることで子どもの学習に対する意欲の向上が見られるようになってきていること、さまざまな学力向上施策について学校、保護者、教育委員会が協力して取り組む機運が高まりつつあるということで、非常に大きな成果があったという答弁をさせていただきます。

そして、世界に通用する人材ということについては、基礎学習の定着を図る一方で、発達段階に応じた考える力やコミュニケーション能力を育成していくと、こういったことを通じて世界に通用する人材を育てていきたい旨の答弁をさせていた

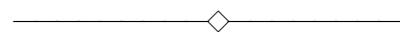
だいております。

それから、いじめに関しては、早期発見が大切だということで、そのために現場の教職員一人一人が、いじめが起こり得るという認識、それから危機意識を明確に持つことが重要であるということ、そしていじめ防止研修の実施などを通じて各学校の取り組み、それから定期的な状況確認や個別指導の助言を通じて教員の意識改革も進めたいと、こういった答弁をさせていただいたところでございます。

この後、先ほど申し上げましたように明日の本会議で付託された議案について、文教委員会での質疑等が行われ、3月27日に最終の会議で予算も含めた一連の議案について議決をいただくと、こういう流れになったところでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。



○委員長 それでは続いて、2、報告事項に入ります。

ご質問等については全ての報告が終わってから、まとめて質問をいたします。

初めに、①について、絵野沢学校適正配置担当課長、お願いをいたします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 それでは、お手元の資料の31ページをごらんください。

件名、所管部課名については記載のとおりでございます。

現在、鹿浜地区におきましては、上沼田小学校と鹿浜小学校を平成27年4月に、また鹿浜中学校と第八中学校を平成28年4月に統合をするべく、統合地域協議会を立ち上げまして、さまざまな課題について協議を重ねているところでございます。

その統合地域協議会の開催状況についてでござ

いますが、(1)の①開催日については記載のとおりでございます。

②主な協議事項でございますが、3月上旬に行いました第4回の協議会におきましては新しい校名の最終選考について、また今後予定しております第5回については新しい校章及び校歌の選考方法についてを協議するという事になっております。

(2)でございますが、統合新校の校名の最終選考が第4回の協議会において行われましたので、その報告をさせていただきます。

選考方法については、第一次選考で5校に校名案を絞りましたが、その中から最終的に1校の校名を決めました。

結果ですが、小学校につきましては「鹿浜五色桜小学校」、中学校につきましては「鹿浜菜の花中学校」という校名に決定いたしました。選考理由は、両校とも鹿浜地域にある新しい学校であるということ。また、小学校につきましては、五色桜が足立区の大体西側の地域性をあらわすキーワードになっているということ。中学校の菜の花というものにつきましては、最終的に第八中学校の敷地に新しい中学校を建設しますので、第八中学校のシンボルである菜の花というキーワードを校名に含めたほうがいいのではないかというような形で決定をさせていただいております。

(3)統合地域協議会ニュースの発行ということで、私どもで協議会を開催ごとに協議会のニュースというのをつくりまして、それを地域及び学校関係者あるいは区ホームページで公開して統合に関する情報公開を進めているところでございます。

今後の方針ですが、統合地域協議会での最終選考結果を尊重しまして、区として統合小学校、また中学校の校名を正式に決定を進めていくということでございます。

また、統合に向けたさまざまな課題については、今後、統合地域協議会において具体的な検討を進めていくというような予定をしておるところでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、②について、下河邊放課後子ども教室担当課長、お願いいたします。

放課後子ども教室担当課長。

○放課後子ども教室担当課長 それでは、教育委員会報告資料の32ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

記書き以下になりますが、平成25年度の実施状況を表にいたしました。網かけ部分、今年度の目標であります週5日以上かつ2カ所以上の実施が70校中、68校となりました。括弧内は24年度の数値でございます。前年度比で5日以上かつ2カ所開催が20校の増となっております。

次に、平成26年度の方針についてでございます。

5日未実施校の早期実施、図書室の効果的な活用などの事業内容の充実及び安定運営のための支援を継続して行ってまいります。

今後の方針でございますが、実行委員会・学校と協議しながら継続かつ安定した運営に努めるとともに、遊び・学びの場の機会の充実を目指してまいります。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、③について、稲本学校施設課長、お願いいたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 33ページをごらんください。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

関原小学校の施設更新に伴う基本構想及び基本計画について、以下のとおり報告するものでござ

います。

1、基本構想、(2)基本方針につきましては、①時代の変化に対応できる施設、②健康で安全な環境が整った施設など8項目掲げてございます。

2、基本計画(基本設計)の概要でございますが、記載のとおり、構造につきましては鉄骨造、階数は4階建て、敷地面積は約7,000平米、延べ面積につきましては8,000平米程度でございます。

校舎の概要につきまして、主要の諸室・校庭内訳等につきましては記載のとおりでございます。なお、詳細につきましては、別添「基本構想・基本計画書」がございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

今後の予定でございますが、今年の4月から9月までが解体工事、建築工事につきましては10月から平成28年2月、開校につきましては平成28年4月を目途にしております。

また、今後の方針でございますが、隣接道路が非常に狭小であるため、工事車両の通行等につきましては、細心の注意を払い事故防止に留意するところでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、④について、望月学務課長、お願いいたします。

学務課長。

○学務課長 34ページにございます26年度の区立小中学校の給食費の改定について、説明申し上げます。

4月1日からの消費税引き上げに伴いまして、給食費を下記のとおり改定します。改定内容として、(1)1食分、そして(2)月額、25年度、26年度の改定金額等記載のとおりでございます。1食の単価が同じで過去の月額が違うのは、年間の食数が違うことによって生ずる差額でございます。

今後の方針として、教育委員会で改定内容を説明する通知を作成して、それを学校に送り、学校から保護者への周知を行ってまいります。

以上でございます。

○委員長 次に、⑤から⑧までまとめて、宮澤教育指導室長、お願いいたします。

教育指導室長。

○教育指導室長 それでは、35ページをおあけください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

「あだち小学生基礎学習教室」におきまして、公募型プロポーザル方式により事業案の選定を行いましたので報告をさせていただきます。

これまで足立区内で1者が実施ということでございまして、これを全区内に派遣するということで課題がございました。そこで、区内4グループ、環七と日光街道の右上、右下ということで4グループに分けました。そして、1者で2グループまで受託が可能ということで進めました。

1、業務概要でございます。

こちらは各学校1クラスで3・4年生を合わせて最大20名、実施規模は区内の小学校50校程度で各学校1クラス、で、これを4グループに分けたということでございます。実施期間と回数、こちらは変わらず前期15回、後期15回、年30回というものでございます。

2、選定事業者と主な提案でございます。

1)株式会社エデュケーションネットワークでございます。こちらは栄光グループでございますが、受託した場所はCグループ・Dグループということで環七の南側ということになります。

主な提案としては、30分3コマで国語と算数、そして個別指導というような特色がございました。また、各班の指導員が一人一人を見ながら、学習課題や宿題の世話をするという提案がございました。

2) 株式会社学研教育みらい、こちらは学研グループでございます。こちらは環七の北側を担当ということでございます。

主な提案としましては、こちらは45分を2コマで、国語と算数、その中で振り返りも含めて実施という内容でございました。さらには、プリントを活用しながら繰り返し学習するという特色がございました。

3、契約期間でございます。契約締結日から平成27年3月31日までということでございます。

4、事業提案の特定経過です。

(1) 区ホームページの周知から始まりまして、(6)の提案の特定ということで、こちらの(6)2月27日のプレゼンテーション後に審議・特定をしたというものでございます。

今後の方針でございます。

この結果に基づきまして、仕様書等の詳細が確定次第、契約課へ随意契約を依頼するという流れでございます。5月からの事業開始に向けて今後、学校との日程調整など準備を進めてまいります。

続きまして、その裏面です。36ページに、この評定点の結果が出ておりますので参考とさせていただきます。

続きまして、37ページでございます。足立はばたき塾についてでございます。

今年度ははばたき塾生は、2月15日をもって、今年度の第二期生が終了いたしました。そして、2月24日の都立高校の入試に臨みまして結果が出たということでございます。

下が25年度生の進学先でございます。左から、進学指導重点校、こちらは戸山、青山などというところで、主に4年生大学に進学を目的にした、難しい高校でございます。右へ行きますと、その他都立、私立、未定ということでございます。未定者が1名おりましたが、一昨日に都立の二次の結果が出まして、合格ということで全員進路が決

定ということでございます。

「利用者の声」ということで受講生からのアンケートを受けました。そのような形で本当に「はばたき塾に来てよかった」という子どもたちがほとんどでございました。また、一期生が二期生に励ましの声をかけてくれたり、勉強を教えに来てくれたりという交流もございました。

平成26年度生、こちらは第三期生でございますが、平成26年2月15日に入塾審査を行いました。114人が受検、70人が合格し、3月1日から新年度のはばたき塾生がスタートということでございます。

土曜補習塾生でございます。こちらも25年度生の進学先でございますが、表に載っているとおり、全員の進路が確定したというものでございます。

また、利用者の声としましても、この土曜補習塾に通うようになって「学校の授業がわかりやすくなった」ということで、こちらについてもほとんどの生徒から好評を得ております。こちらにつきましても26年度生、4月からの授業開始に向けて現在、子どもたちに紹介しながら準備を進めておるところでございます。

今後の方針でございます。

円滑な事業運営のため、今後も事業者との連絡を密にとってまいります。また、はばたき塾につきましても6月に追加募集を行いますので、こちらの準備も進めてまいります。

続きまして、38ページをおあげください。

こちらは平成26年4月1日付の教育管理職の異動内示についてでございます。東京都教育委員会から、校長及び副校長の異動内示がありましたので報告させていただきます。

上の表が小学校となっております。

再任用ですが、これは定年を迎えた方が、さらに管理職を継続するというものです。

内転は、今は足立区内で、管理職で区内での異動ということです。

その下、現副校長・主幹教諭からの昇任で内転です。現在、副校長ですから、4月からは校長となります。あるいは主幹教諭ですが、4月からは副校長というものでございます。

その下が現副校長・主幹教諭からの昇任で区外、ほかの区から今度校長になって入る方あるいは副校長としていらっしゃる方というものでございます。

あと、その下が現校長・現副校長で区外からの転入で、ほかの区から入られる方です。

統括校長を継続ということですが、小学校は継続は特にないということでございます。

中学校におきましても同じような流れで、その表をごらんいただければと思います。

なお、足立区における統括校長が配置される学校でございますが、小学校は綾瀬小学校、中学校は第四中と第十四中、そして一貫校の新田学園と興本扇学園、この高校が統括校長が配置される学校となっております。

今後の方針でございます。

異動対象者につきましては、3月10日、電話にて本人どまりということで連絡を行いました。

そして、4月1日に辞令交付及び辞令伝達を行う予定でございます。

続きまして、39ページをおあけください。学校事故報告でございます。

1、学校事故状況でございますが、今回は管理下のものが8件中中学校1件、小学校7件というものでございます。

2、事故内容です。

(1) 交通事故が1件ございました。横断歩道のないところを横断してタクシーと接触というものです。

(2) 授業中の事故、こちらは体育の準備運動

のときに鬼ごっこで転倒ということでございます。

(3) 休憩時間、放課後というところでございますが、アからカまでございます。

主だったところでは、友達とのトラブルあるいは転倒した、落下したというところで打撲、骨折という状況でございます。

3、各学校への事故防止の指導でございます。

(1) 交通事故防止ということで、さらに交通安全のマナーを守るような指導を徹底するよう各学校に伝えます。

また、(2)でございますが、授業中のけが、これにつきましては子どもたちの行動を把握して未然防止に努めるということです。学校内に危険な箇所があったら、しっかり確認する、出会い頭にぶつかるような場所はないかを、もう一度見直すよう先日の校長会でも周知したところでございます。

(3) 休憩時間や放課後でございます。やはり冬の時期は室内で過ごすことが多くございますので、きちんと生活するよう指導を徹底するよう、また部活動では十分な準備運動をするということを徹底するよう安全を重視した指導を図ってまいります。

今後の方針でございます。

登・下校時を含めた安全教育の指導の徹底、そして校内生活の規範意識、ルールを守るということでございます。そして、法令を守りながら、善悪の正しい判断がつくような子どもたちの育成を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、⑨と⑩について、永井子ども家庭課長、お願いいたします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 それでは、報告資料の41ページからご説明させていただきます。

まず、一件目が、子ども・子育て支援事業計画

(足立区版)の策定及び、そのための利用希望把握調査(ニーズ調査)の実施結果についてでございます。

これまでのご案内させていただきました「子ども・子育て支援法」に基づきまして、各自治体で子ども・子育て支援の事業計画の策定が義務づけられました。これは幼児期の学校教育、つまり幼稚園や保育施設などの子育て支援についての需給計画ということでございます。ちょうど同じく法定の次世代育成支援行動計画が平成26年までの時限的な計画でございまして、それを引き継ぐ形でこの子ども・子育て支援事業計画が法定されますので、その実施ということでご報告をさせていただきます。

あわせて区の施策のプロジェクトである子ども施策3カ年重点プロジェクトですが、これも平成29年までとございますが、ごらんとおり同時期に重なっているところでございます。

次世代の育成支援行動計画につきましては、その法定であります次世代育成支援対策推進法が26年までの時限立法でございました。こちらにつきましては10年間の延伸がほぼ決まっております、それについては、事業主に対しての行動計画というところに絞り込まれてございますので、そのほかは、この子ども・子育て支援事業計画が事実上引き継ぐということでございます。

(3) 計画の内容及び構成案でございます。

主な内容は、教育・保育、そして子育て支援についての量的な見込み、そしてそれをいつまでに、どのように実施するかという計画が一点でございます。

構成案としましては、計画につきましては法定の基本指針というものがございます。その基本指針に盛り込まれている内容で、計画の基本理念や目標、具体的な事業計画を策定するということになっております。

(4) スケジュールなどにつきましては42ページのとおりでございますが、27年3月までに事業計画を確定し、27年4月から発行するというところでございます。これに先立ちまして、12月にニーズ調査を実施いたしました。実施結果につきましては、席上配付のA3版のものを後ほどごらんいただきたいと思います。

概略を申し上げます。

現在の母親の就労状況でございますが、約半数の49%がフルタイムもしくはパートタイムで働いていらっしゃいます。また、就労していたが、現在は就労していないという方がいらっしゃいます。こうした方々について、これからさらに就労していくのかどうか、就労を深めていくのかどうかの意向調査と、それに伴い教育・保育の施設をどのように利用したいか希望をとることで行うものでございます。

単純集計ではございませんで、これは潜在需要などをとるために国が示した算出の手引きでございます。その手引きに沿いまして、家庭類型などを調査し、利用の見込みというものを出すものでございますが、現在この利用の見込みにつきましては、東京都に利用の見込みの基本的な数値、足立区の数値をお出しし、そのチェックをいただいているというところでございます。

東京都に提出した中では、0歳の保育需要が極めて大きく出る傾向がございました。また、幼稚園や、それから3・4・5歳の保育の需要につきましては、ほぼ現状と近いような数値になってございます。

また、学童保育については年齢が上がるにつれて需要が低くなる傾向がございます。今回のニーズ調査におきましても、就学前の保護者は39%の方が「学童保育を利用して希望する」ということになっておりますが、実際に小学校1年生から3年生までは「学童保育を利用した」あるいは

「利用したいが、空きがない」を合わせても25.3%というふうには実際は下がっております。このようにニーズとしては非常に高く出る傾向が全体に出てまいります。

また、そのほかに足立区での子育て観についてお聞きしている項目がございます。「子育てをしやすいまちだと思う」という数値が79.6%、8割近いという非常にポジティブな回答が出ております。また、「子育てを楽しんでいることが多い」という方も65.1%と比較的高めになっています。

また、子育てを取り巻くトレンドの変化というものも若干見えてまいりました。

まず、父親ですが、病気などによって保育や幼児教育が受けられないといったときには、「お父さんが仕事を休んだ」という方が27.5%おりました。これは同項目を5年前の次世代育成調査では19.3%でしたので、8ポイント以上が増えてございます。

また、緊急時などに子どもを見てくれる人がいるという方、「日常的に見る」あるいは「緊急時に見てもらえる」という方が8割を超えてございます。これも前回調査に比べますと、5ポイント程度上がっております。緊急時など頼れる人が「いずれもない」という方も17.4%でいまだに高くいらっしゃいますが、前回調査より4ポイントほど下がり比較的わずかではございますが、四、五年前に比べて子育ての安心感は増しているというような傾向を見ることができます。

ニーズ調査の傾向などについては以上でございますが、その数的な実施結果でございますが、42ページの2以下をごらんいただきたいと思います。回収率が47.8%というところでございます。今後もこのニーズ調査の分析を深めまして、利用の見込み、確保の方策を審議の上この計画に反映させていくものでございます。

続きまして、43ページをごらんいただきたいと思います。

第2期あだち次世代育成支援行動計画及び子ども施策3カ年重点プロジェクトの実績の報告でございます。

ただいま申し上げました子ども・子育て支援事業計画の前身にあたります、現在進行しております次世代育成支援行動計画の24年度の報告でございます。24年度は5年計画のちょうど中間点に当たるものでございます。

この第2期の内容の達成率でございますが、真ん中の(1)のところをごらんいただきたいと思います。この「主な法定事業」と書いております太字の保育ニーズで、一時預かりや子育てサロン事業等でございますが、こうした内容が子ども・子育ての支援事業計画に引き継がれて新たな目標設定がなされるというところでございます。

数値等について、ごらんいただきたいと思います。「概ね実施できた」「ある程度実施できた」というところがほとんどでございますが、その他「事業の中断・廃止」などもございました。

続きまして、次の44ページをごらんいただきたいと思います。

子ども施策3カ年重点プロジェクトでございます。このプロジェクトは次世代育成支援行動計画や、そのほかの区の重点的な子育て事業につきまして、重点的に計画を持ったものでございます。

23年から25年の3カ年計画でございますが、先ほど申し上げましたように区の重点プロジェクトが26年まででございますので、それと周期を合わせるという意味で1年延伸をしております。これは重点施策でございますので、「概ね実施できた」の項目が50項目、「ある程度実施できた」が3項目ということで全てA、B評価ということになってございます。これにつきましては、さらに100%を目指して各所管で推進していただき

たいというところがございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、⑪、⑫について、鳥山保育計画課長、お願いいたします。

保育計画課長。

○保育計画課長 45ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、アクションプランの進捗状況（2月末現在）でございます。前月に比べまして変更のあったところのみ、ご報告をいたします。

まず、家庭福祉員でございますが、第2期の開業者1名が3月に開業するというので16名に2名増えてございます。

それから、グループ保育室の開設でございます。訂正でございます。「3月31日」開設と記載してございますが、「3月26日」でございます。

それから、小規模保育室になりますが、3施設で57名ということで、当初の計画よりも12名の増という形になってございます。

それから、認定こども園でございますが、26年4月の開設に向けまして今、西新井幼稚園で3歳から5歳で85名の進達を行ってございます。合計、達成率につきましては88.3%という形に2月末現在になってございます。

それから、保育関連情報の提供等でございますが、前月に引き続きまして、駅の広報スタンドを活用して実施しているところでございます。

続きまして、46ページ、家庭福祉員（保育ママ）及びグループ保育室の新規開業についてでございます。

第3期の認定者3名と、それからグループ保育室1室が、この記載のとおり開設する予定になってございます。

4月1日現在の家庭福祉員につきましては、個人で開業されている方が163名、グループ保育室につきましては4室10名、合計173名の家

庭福祉員になる見込みでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、⑬について、大谷青少年課長、お願いいたします。

青少年課長。

○青少年課長 それでは、資料の47ページをよろしくお願いください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区少年団体連合協議会（少連協）に委託しているジュニアリーダー研修会、そして宿泊キャンプについて、不適切な会計処理があったことを踏まえ、そして事業内容を改善しましたので報告するものでございます。

1、今後の研修会及び宿泊キャンプの実施についてでございます。

事業内容、それを改善を図った上で、少連協に会計事務を完全に移管して実施をしております。

改善の箇所でございますが、（1）事業運営にあたっての明確なルールを整備しております。ルールの骨子は、記載のとおり3つございます。

①委託料として支出可能な範囲を明確にしております。

②少連協が実施すべき業務、それを明確にしております。

③実施に当たって禁止すべき行為を明確にします。例えば、少連協のスタッフが自分でお金を出したとしても、子どもたちがいるキャンプ場、その現地での飲食を伴う打ち上げ、そういうのは禁止していくということを考えてございます。

（2）事業を実施する体制の改善及び強化でございます。

まず、①少連協の会計及び青少年課のチェック体制を強化しております。今現在、少連協の会計が2名いますが、それを4名と増員をして少連協と青少年課の定期的な打ち合わせを実施していきます。

②少連協からの事業補助の廃止ということで、融通のきくお金ということで少連協から15万円の補助をもらって実施していましたが、それを禁止し、委託料及び参加費のみで実施してまいります。

③委託契約の内容変更でございます。事業終了後に清算する契約内容に変更してまいります。

④事業実績報告書及び収支決算書の作成です。委託契約に基づいて、青少年課が作成するわけではなく、きちんと少連協に作成してもらうということでございます。

ページをおめくりください。

(3) 青少年課職員の事業へのかかわり方を明確化してまいります。

企画については少連協、そして青少年課と協議で進めてまいります。実際の事業運営、それにつきましては少連協が担ってまいります。青少年課は、これまでも担ってきたコーディネート役という形でかかわってまいります。

2、これまでの不適切な会計処理より発生した問題点の処理方法でございます。

(1) 委託契約に定められた書類の提出について、未提出の書類がたくさんございますが、当然後追いになってしまいますが、これをきちんと作成してまいります。

(2) 職員の飲食に使った不適切な支出について。職員の飲食に使った不適切な支出ということで2万4,525円でございます。参加した職員より、自主的に少連協に返還いたします。

(3) 目的のない保管現金についてでございます。青少年課で保管している現金合計は25万532円でございます。この25万532円から、未払いの講師謝礼を払った後、残額14万1,032円を少連協に返還いたします。

(4) 使途不明金についてでございます。領収書のない使途不明金が10万9,929円ござい

ます。これも原因が青少年課にございますので、正しい状態に戻すため、少連協に自主的に返還するものでございます。

(5) 少連協の対応についてでございます。少連協に返還された金銭、職員の飲食に使った不適切な支出、それと目的のない保管現金、そして使途不明金を合わせて27万5,486円返還されますが、キャンプ事業は全部終了しておりますので、少連協は自主的にそれを足立区に全額返すという意向を確認しているところでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 ただいま各関係所管から報告事項がありました。

これらの件につきまして、各委員からご質疑、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
桑原委員。

○桑原委員 資料の31ページになります。

小中学校の適正配置の進捗状況ですが、学校の統合によって学校数が減ることになると思います。小学校・中学校ともにブロックという考え方で、小学校は13ブロック、中学校が6ブロックありますが、1つのブロックの学校の数が変わっていくと思うのですが、ブロック全体としての見直しはあるのでしょうか。教えていただきたいと思っております。

○委員長 学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 申しわけございません。ブロックの見直しに関しては正しく存じ上げなくて、特に今のところ見直しを予定しておりませんが、適正配置の考え方については平成7年に報告書という形でつくらせていただいた内容でございますと、ブロックごとに居住人数の動向等を踏まえた上で、どこに幾つ統合していくのかというものを計画しております。

○委員長 桑原委員。

○桑原委員 わかりました。

○委員長 そのほか。

小川委員。

○小川委員 報告事項の⑤「あだち小学生基礎学習教室」の件でお聞きしたのですが、今回は2つの事業者で行うということになっていて、その実施規模は区立小学校で50校程度ということですので、残りの実施しない20校ぐらいは自校で基礎学力の定着に課題のある児童についての指導を、外部によらないで自校でやるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

もう一つ、外部評価委員の時に、特に授業を見せてもらった時に指導員の質が余り芳しくないという印象を持ちました。今回この2つの栄光グループと学研グループという名のあるグループでそういうことはないかと思いますが、この指導員とはどういうレベルで、どういう指導力のある方なのかというものがわかれば教えていただきたいのです。

○委員長 教育指導室長。

○教育指導室長 まず、一点目でございます。

50校程度の残りの学校のところでございますが、この事業は平成23年度に始まっております。そのときには全校がこれを活用し、年々、学校の教員が、補習として放課後に残して指導するというので、今年度は57校がこの小学生基礎学習教室を利用しております。次年度はさらに自力でということを考えているところで、大体50校程度はこの事業を利用するかなというふうに考えております。

二点目の指導員の質というところでございます。

今回のこのプロポーザルにおきましても、どういったスタッフをそろえているのかというところは確認しました。教員免許を持っている講師がどれぐらいか、あるいは講師経験が5年以上の者はどれぐらいかというところも確認しており、そういったところを加味しまして、この2者が選ばれ

たということになっております。

○委員長 小川委員。

○小川委員 この事業の後に検証のお願いですが、この事業費というのは多額ですね。今おっしゃったように、こういう基礎学力の定着に課題のある児童に対する指導を自力でというか、自校でやっている学校と、こういう外部の事業者に委託している学校で、子どもたちの学力の定着や向上が、自校でやっているところと外部に委託しているところで差があるのか、ないのかというのはきちんと検証をしてほしいのです。

事業の今後のあり方というのは、検証作業の中でやはり考えていったほうが良いと思うので、ぜひ作業は継続してやっていただければと思います。これは要望です。

○委員長 よろしく願います。

そのほかにありますか。

小川委員。

○小川委員 放課後子ども教室の実施状況で、区とすれば全校での平日5日実施の早期実現というようなことですが、まだ2日とか4日のところもあるのですが、これはどういう事情でこういうふうにとどまっているのでしょうか。

○委員長 放課後子ども教室担当課長。

○放課後子ども教室担当課長 この放課後子ども教室の拡大に当たっては、スタッフの確保というところが一番の課題でございました。その件につきましては、ブロック会議などの中で確保策の情報共有をしていただき、大分解決に向かってきたところでございます。スタッフの確保ともう一つ、実行委員会のお考えというところも一つ課題としてございます。

○委員長 学校教育部長。

○学校教育部長 補足でございますが、やはり基本的にはスタッフの確保というところが課題でございます。それをどのように拡大していくかという

ところで、実行委員会のお考えがあるというよう
なところでございます。

○委員長 小川委員。

○小川委員 はい、わかりました。

○委員長 そのほかにごございますか。

桑原委員。

○桑原委員 手元の資料の33ページ、関原小学校
の施設更新に伴う基本構想・基本計画についてで
す。3階の視聴覚室ですが、ランチルームと併用
ということも考えられているようですが、視聴覚
室として利用するときとランチルームとして利用
するときとで、机の配置や設備で問題等があると
思うのですが、どうでしょうか。

○委員長 学校施設課長。

○学校施設課長 まず、ランチルームとして使う
120人が入るテーブル、椅子を並べます。それ
から、移動式のコンポーネントなどは最近非常に
コンパクトになっています。西新井小学校、今般
完成いたしました加平小学校、それから本木小学
校でもそうした仕様にさせていただいていますの
で、今後もそうした仕様でやらせていただきたい
というふうに考えております。

○委員長 桑原委員、いいですか。

○桑原委員 はい。

○委員長 そのほかにごございますか。

(なし)

では、ほかにはないようですので、報告事項につ
いては終了いたします。その他ございますか。

教育長。

○青木教育長 先ほど議会の私の報告の中で、給食
の食材の放射線検査についてのご質問を幾つかい
ただいているということを報告申し上げました。
これは実は予算委員会でも同じようなやりとりを
繰り返され、今回だけではなくて、過去も何回か
「検査しろ」「しない」しないというか、いわば
押し問答のような形になっているのですが、理由

は先ほど申し上げたとおりで各都道府県、東京都
あるいは給食のそういった団体がありますが、そ
れぞれが食材の安全性の検査をして数値を公表し
ているということで、我々はそれを見ながら、食
材を場合によっては選りながら現場にも指示を出
しながら実施をしております。

その辺の区が行っている安全確認の事情を保護
者の方に伝えているかといえば、その点につい
てはこれからもう少しやるべきことも残されてい
るかなと思います。区が行っているその安全確認の
情報や、今の食品の安全基準の公表のされ方とい
うこと含めて、特に保護者向けの情報提供を行っ
ていく必要があると考えておりまして、なるべく
早い時期に広報媒体を通じて保護者の方にお知ら
せすることを、今検討しているところでございま
す。

○委員長 わかりました。

では、なければ、以上で、本年第3回足立区教
育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後4時30分閉会

平成 26 年 第 3 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 26 年 3 月 13 日 木曜日 午後 3 時 00 分開議
会 場 足立区教育委員会会室

1 議事日程	頁
日程第 1 第 13 号議案 こども支援センターげんき条例施行規則の一部を改正する規則	1
日程第 2 第 14 号議案 足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	4
日程第 3 第 15 号議案 平成 25 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価について	20
日程第 4 第 16 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について	22
日程第 5 第 17 号議案 足立区文化財の登録及び登録解除について	27
日程第 6 第 18 号議案 足立区文化財保護審議会委員の委嘱について	29
日程第 7 受理番号 1 教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した 教科書の採択を求める陳情	
日程第 8 教育長報告	
2 報告事項	
足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について 《絵野沢 学校適正配置担当課長》	… 31
放課後子ども教室の実施状況と平成 26 年度の方針について 《下河邊 放課後子ども教室担当課長》	… 32
関原小学校の施設更新に伴う基本構想・基本計画について《稲本 学校施設課長》	… 33
平成 26 年度区立小中学校給食費の改定について 《望月 学務課長》	… 34
「あだち小学生基礎学習教室」のプロポーザル方式による提案の特定結果につい て 《宮澤 教育指導室長》	… 35
足立はばたき塾について 《宮澤 教育指導室長》	… 37
平成 26 年 4 月 1 日付教育管理職異動内示について 《宮澤 教育指導室長》	… 38
学校事故報告について(平成 26 年 2 月分) 《宮澤 教育指導室長》	… 39
(仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画の策定及び利用希望把握調査(ニー ズ調査)の実施結果について 《永井 子ども家庭課長》	… 41

第2期あだち次世代育成支援行動計画及び子ども施策3ヵ年重点プロジェクトの実績報告について	《永井 子ども家庭課長》... 4 2
足立区待機児童解消アクションプランの進捗状況について（2月末現在）	《鳥山 保育計画課長》... 4 5
家庭福祉員（保育ママ）およびグループ保育室の新規開業について	《鳥山 保育計画課長》... 4 6
足立区少年団体連合協議会への委託事業の改善等について	《大谷 青少年課長》... 4 7

3 その他報告資料

小学校統廃合計画決定無効確認等請求の経過報告について	[学校適正配置担当課]... 4 9
第5回あだち子ども百人一首大会の開催結果について	[学校支援課]... 5 0
平成26年度足立区育英資金奨学生の決定について	[学務課]... 5 1
行事实施結果・行事实施予定	[青少年課]... 5 2
「あだち子どもの本たんけんたい」の作成について	[中央図書館]... 5 4
行事实施結果・実施予定	[生涯学習振興公社]... 5 5

第 1 3 号議案

足立区こども支援センターげんき条例施行規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 1 3 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区こども支援センターげんき条例施行規則の一部を改正する
規則

足立区こども支援センターげんき条例施行規則（平成 2 4 年足立区教育委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表使用時間の中「午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前 9 時から午後 9 時 30 分まで。」を「月曜日から土曜日までの使用にあつては午後 5 時 30 分～午後 9 時 30 分（ただし、研修室 1 については、第 6 条第 2 項第 3 号に規定する団体に限り、午前 9 時～午後 9 時 30 分）、日曜日及び休日の使用にあつては午前 9 時～午後 9 時 30 分」に改める。

付 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

こども支援センターげんき研修室の使用時間の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 1 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 1 3 日

件 名	こども支援センターげんき条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部こども支援センターげんき
内 容	<p>1. 改正の理由</p> <p>旧こども家庭支援センター別館の閉鎖決定に伴い、これまで利用していた子ども支援活動を行う登録団体の活動場所を、こども支援センターげんきにて引き続き利用できるよう規則の一部を改正する。</p> <p>2. 改正内容</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>現行の規則では、こども支援センターげんきの研修室を区民が利用する場合、月曜日から土曜日までについては、午後5時30分～午後9時30分までの利用制限がある。今回の改正により、研修室1については、教育委員会が子ども支援活動を行う団体であると認めたものに限り、午前9時～午後5時までについて拡大使用を可能とする。</p> <p>3. 施行年月日</p> <p>平成26年4月1日から施行する。</p>
今 後 の 方 針	子ども家庭課から、後援の承認をしている子ども支援活動を行う団体に対して、個別に周知していく。

足立区子ども支援センターげんき条例施行規則 新旧対照表

現 行		改正後	
<p>○足立区子ども支援センターげんき条例施行規則</p> <p>平成24年11月9日教育委員会規則第17号</p> <p>足立区子ども支援センターげんき条例施行規則を公布する。</p> <p>足立区子ども支援センターげんき条例施行規則</p> <p>第1条から第9条 省略</p> <p>付 則 (中略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p>		<p>○足立区子ども支援センターげんき条例施行規則</p> <p>第1条から第9条 省略</p> <p>付 則 (中略)</p> <p>付 則 (平成25年〇月〇日教委規則第〇号)</p> <p><u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (第3条関係)</p>	
施設名	使用時間	施設名	使用時間
研修室	午後5時30分から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後9時30分まで。	研修室	月曜日から土曜日までの使用にあつては午後5時30分～午後9時30分(ただし、研修室1については、第6条第2項第3号に規定する団体に限り、午前9時～午後9時30分)、日曜日及び休日の使用にあつては午前9時～午後9時30分

第 1 4 号議案

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 1 3 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
足立区教育委員会事務局組織規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表学校教育部の部学校支援課の項を削り、子ども家庭部の部
保育計画課の項及び保育課を次のように改める。

子ども・子育て支援課

子ども・子育て施設課

第 3 条の表学校教育部の部教育政策課の款中 9 の項を 1 1 の項とし、
4 の項から 8 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、3 の項の次に次のように加
える。

4 開かれた学校づくりの推進に関すること。

5 学校運営協議会に関すること。

第 3 条の表学校教育部の部教育政策課の款に次のように加える。

1 2 放課後子ども教室事業に関すること。

1 3 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関
すること。

第 3 条の表学校教育部の部学校支援課の款を削り、同部学務課の款に
次のように加える。

7 自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関すること。

第 3 条の表学校教育部の部教育指導室の款に次のように加える。

1 2 区立学校におけるいじめ防止対策に関すること。

第 3 条の表子ども家庭部の部子ども家庭課の款 4 の項を次のように
改める。

4 区立保育所及び区立こども園職員の人事計画に関すること。

第3条の表子ども家庭部の部子ども家庭課の款6の項中「私立幼稚園」を「私立幼稚園・認定こども園」に改め、同款中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、同部保育計画課の款及び保育課の款を次のように改める。

子ども・子育て支援課

- 1 保育計画に関すること。
- 2 保育施設の指導調整に関すること。
- 3 保育の認定及び保育施設の入所に関すること。
- 4 保育システムに関すること。

子ども・子育て施設課

- 1 認可保育所に関すること。
- 2 特別保育に関すること。
- 3 東京都認証保育所に関すること。
- 4 認定こども園に関すること。
- 5 保育室に関すること。
- 6 家庭福祉員に関すること。
- 7 認証保育所等利用者助成事業に関すること。

第3条の表子ども家庭部の部青少年課の款に次のように加える。

- 9 学校教育活動を支援するための体験学習に関すること。

第7条第1項中「学校支援課」を「教育政策課」に改める。

別表中「保育課」を「子ども・子育て施設課」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるの
で、この規則案を提出いたします。

第 1 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>平成 2 6 年度組織改正に伴い、下記のとおり足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。</p> <p>1 改正の主な内容（詳細は、別添「新旧対照表」のとおり）</p> <p>（1）学校教育部（第 2 条、第 3 条、第 7 条）</p> <p style="padding-left: 20px;">＜組織＞</p> <p style="padding-left: 40px;">学校支援課を廃止する。</p> <p style="padding-left: 20px;">＜分掌事務＞</p> <p style="padding-left: 40px;">① 教育政策課の分掌事務に、「開かれた学校づくりの推進に関すること」「放課後子ども教室事業に関すること」等を追加する。</p> <p style="padding-left: 40px;">② 学務課の分掌事務に、「自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関すること」を追加する。</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 教育指導室の分掌事務に、「区立学校におけるいじめ防止対策に関すること」を追加する。</p> <p>（2）子ども家庭部（第 2 条、第 3 条、別表）</p> <p style="padding-left: 20px;">＜組織＞</p> <p style="padding-left: 40px;">保育計画課及び保育課を廃止し、子ども・子育て支援課及び子ども・子育て施設課を新設する。</p> <p style="padding-left: 40px;">子ども・子育て支援課</p> <p style="padding-left: 60px;">「保育計画に関すること」「保育施設の指導調整に関すること」「保育の認定及び保育施設の入所に関すること」「保育システムに関すること」</p> <p style="padding-left: 40px;">子ども・子育て施設課</p> <p style="padding-left: 60px;">「認可保育所に関すること」「特別保育に関すること」「東京都認証保育所に関すること」「認定こども園に関すること」「保育室に関すること」</p> <p style="padding-left: 60px;">「家庭福祉員に関すること」「認証保育所等利用者助成事業に関すること」</p> <p style="padding-left: 20px;">＜分掌事務＞</p> <p style="padding-left: 40px;">① 子ども家庭課の分掌事務を一部削除し、「区立保育所及び区立こども園職員の人事計画に関すること」等を追加する。</p> <p style="padding-left: 40px;">② 青少年課の分掌事務に、「学校教育活動を支援するための体験学習に関すること」と追加する。</p> <p>2 施行年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>足立区教育委員会事務局組織規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定に基づき足立区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し定めるものとする。</p> <p>(部の設置及び分課)</p> <p>第2条 事務局に次の部を置き、部の分課は次のとおりとする。</p> <p>学校教育部 教育政策課 学校施設課（学校支援課削除） 学務課 教育指導室 教職員課</p> <p>子ども家庭部 子ども家庭課 <u>子ども・子育て支援課</u> <u>子ども・子育て施設課</u> 青少年課</p> <p>2 足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、前項の部の分課に係を置くことができる。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条第1項の部及び部の分課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部 1 教育委員会に関すること。</p>	<p>足立区教育委員会事務局組織規則 (変更なし)</p> <p>第2条 事務局に次の部を置き、部の分課は次のとおりとする。</p> <p>学校教育部 教育政策課 学校支援課 学校施設課 学務課 教育指導室 教職員課</p> <p>子ども家庭部 子ども家庭課 保育計画課 保育課 青少年課</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p>

改正後	改正前
<p>2 教育行政の企画及び調整に関すること。</p> <p>3 学校教育施策の推進に関すること。</p> <p>4 学校施設の維持管理及び更新に関すること。</p> <p>5 児童・生徒の就学に関すること。</p> <p>6 教職員等の人事に関すること。</p> <p>7 事務局の調整管理に関すること。</p> <p>教育政策課</p> <p>1 教育委員会に関すること。</p> <p>2 教育行政の基本的な政策の立案及び重要施策の総合調整に関すること。</p> <p>3 学校教育に係る支援の全体調整に関すること。</p> <p>4 <u>開かれた学校づくりの推進に関すること。</u></p> <p>5 <u>学校運営協議会に関すること。</u></p> <p>6 事務局職員の人事に関すること。</p> <p>7 文書及び公印に関すること。</p> <p>8 法規及び庁規に関すること。</p> <p>9 区立学校の運営及び経理に関すること。</p> <p>11 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。</p> <p>12 事務局の調整管理に関すること。</p> <p>13 <u>放課後子ども教室事業に関すること。</u></p> <p>14 <u>公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関すること。</u></p>	<p>教育政策課</p> <p>1 教育委員会に関すること。</p> <p>2 教育行政の基本的な政策の立案及び重要施策の総合調整に関すること。</p> <p>3 学校教育に係る支援の全体調整に関すること。</p> <p>4 事務局職員の人事に関すること。</p> <p>5 文書及び公印に関すること。</p> <p>6 法規及び庁規に関すること。</p> <p>7 区立学校の運営及び経理に関すること。</p> <p>8 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。</p> <p>9 事務局の調整管理に関すること。</p>
<p><u>(学校支援課削除)</u></p>	<p>学校支援課</p> <p>1 体験学習に関すること。</p> <p>2 校外施設の運営・維持管理に関すること。</p> <p>3 開かれた学校づくりの推進に関すること。</p> <p>4 学校運営協議会に関すること。</p> <p>5 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>学校施設課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区立学校の施設更新計画及び維持管理に関すること。 2 区立学校の設備に関すること。 3 区立学校の改修等の設計及び工事に関すること。 4 区立学校の施設・設備の維持管理に関する指導・助言に関する こと。 5 区立学校の設置並びに廃止の事務に関すること。 6 区立学校の改築及び大規模改修の総合調整に関すること。 7 教育委員会の所管する教育財産の管理に関すること。 <p>学務課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学齢児童及び生徒の就学に関すること。 2 区立学校の学級編制に関すること。 3 区立学校の学区域に関すること。 4 就学援助及び進学援助に関すること。 5 学校保健及び学校環境衛生に関すること。 6 学校給食に関すること。 7 自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関すること。 <p>教育指導室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の人事の統括に関すること。 2 区立学校における教育課程、学習指導及びその他の学校教育に 関すること。 3 教育課題への取組みと実践に関すること。 4 区立学校への支援に関すること。 5 教科用図書の採択に関すること。 6 教育施策の推進に関すること。 7 教職員の研修に関すること。 8 学力調査に関すること。 	<p>と。 (変更なし)</p> <p>学務課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学齢児童及び生徒の就学に関すること。 2 区立学校の学級編制に関すること。 3 区立学校の学区域に関すること。 4 就学援助及び進学援助に関すること。 5 学校保健及び学校環境衛生に関すること。 6 学校給食に関すること。 <p>教育指導室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の人事の統括に関すること。 2 区立学校における教育課程、学習指導及びその他の学校教育に 関すること。 3 教育課題への取組みと実践に関すること。 4 区立学校への支援に関すること。 5 教科用図書の採択に関すること。 6 教育施策の推進に関すること。 7 教職員の研修に関すること。 8 学力調査に関すること。

改正後	改正前
<p>9 小中一貫教育に関すること。</p> <p>10 学校評価に関すること。</p> <p>11 学力向上に関すること。</p> <p><u>12 区立学校におけるいじめ防止対策に関すること。</u></p> <p>教職員課</p> <p>1 教職員（非常勤講師を含む。）及び学校勤務区職員の人事・服務に関すること。</p> <p>2 教職員の給与、旅費及び福利厚生並びに学校勤務区職員の旅費に関すること。</p> <p>3 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関すること。</p> <p>子ども家庭部</p> <p>1 児童福祉に関すること。</p> <p>2 幼児教育の振興に関すること。</p> <p>3 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。</p> <p>4 教育相談及び特別支援教育に関すること。</p> <p>子ども家庭課</p> <p>1 子ども施策の総合的推進及び調整に関すること。</p> <p>2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。</p> <p>3 幼児教育の振興に関すること。</p> <p><u>4 区立保育所及び区立こども園職員の人事計画に関すること。</u></p> <p>5 次世代育成支援行動計画に関すること。</p> <p>6 <u>私立幼稚園・認定こども園</u>及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。</p> <p>7 就園援助に関すること。</p> <p>8 未就学児の家庭教育の支援に関すること。</p> <p>9 緊急待機児童対策基金に関すること。</p> <p>10 子ども・子育て支援新制度に関すること。</p> <p><u>11 旧こども家庭支援センターの施設管理に関すること。</u></p>	<p>9 小中一貫教育に関すること。</p> <p>10 学校評価に関すること。</p> <p>11 学力向上に関すること。</p> <p>(変更なし)</p> <p>子ども家庭部</p> <p>1 児童福祉に関すること。</p> <p>2 幼児教育の振興に関すること。</p> <p>3 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。</p> <p>4 教育相談及び特別支援教育に関すること。</p> <p>子ども家庭課</p> <p>1 子ども施策の総合的推進及び調整に関すること。</p> <p>2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。</p> <p>3 幼児教育の振興に関すること。</p> <p>4 認定こども園の推進に関すること。</p> <p>5 次世代育成支援行動計画に関すること。</p> <p>6 私立幼稚園及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。</p> <p>7 就園援助に関すること。</p> <p>8 未就学児の家庭教育の支援に関すること。</p> <p>9 緊急待機児童対策基金に関すること。</p> <p>10 子ども・子育て支援新制度に関すること。</p> <p>11 地域子育てコミュニティの支援に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>12 部の調整管理に関すること。</p> <p><u>子ども・子育て支援課</u></p> <p>1 <u>保育計画に関すること。</u></p> <p>2 <u>保育施設の指導調整に関すること。</u></p> <p>3 <u>保育の認定及び保育施設の入所に関すること。</u></p> <p>4 <u>保育システムに関すること。</u></p> <p><u>子ども・子育て施設課</u></p> <p>1 <u>認可保育所に関すること。</u></p> <p>2 <u>特別保育に関すること。</u></p> <p>3 <u>東京都認証保育所に関すること。</u></p> <p>4 <u>認定こども園に関すること</u></p> <p>5 <u>保育室に関すること。</u></p> <p>6 <u>家庭福祉員に関すること。</u></p> <p>7 <u>認証保育所等利用者助成事業に関すること。</u></p> <p><u>青少年課</u></p> <p>1 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 家庭教育支援の推進及び調整に関すること。</p> <p>3 青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関すること。</p> <p>4 青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及び提供に関すること。</p> <p>5 青少年及び家庭教育の相談に関すること。</p> <p>6 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。</p> <p>7 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。</p>	<p>12 旧こども家庭支援センターの施設管理に関すること。</p> <p>13 部の調整管理に関すること。</p> <p><u>保育計画課</u></p> <p>1 保育計画に関すること。</p> <p>2 認証保育所に関すること。</p> <p>3 保育室に関すること。</p> <p>4 足立区認証保育所等利用者助成事業に関すること。</p> <p>5 家庭福祉員に関すること。</p> <p><u>保育課</u></p> <p>1 認可保育所に関すること。</p> <p>2 特別保育に関すること。</p> <p><u>青少年課</u></p> <p>1 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 家庭教育支援の推進及び調整に関すること。</p> <p>3 青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関すること。</p> <p>4 青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及び提供に関すること。</p> <p>5 青少年及び家庭教育の相談に関すること。</p> <p>6 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。</p> <p>7 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>8 こども未来創造館及び西新井文化ホールの施設の提供に関する こと。</p> <p><u>9 学校教育活動を支援するための体験学習に関すること。</u> (部長等の職及び職責)</p> <p>第4条 部に部長を置く。</p> <p>2 部に参事を置くことができる。</p> <p>3 部長は、教育長の命を受け、その事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 参事は、部長を補佐し、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (課長等の職及び職責)</p> <p>第5条 課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>2 部に副参事を置くことができる。</p> <p>3 課長(第1項の室長を含む。以下同じ。)は、上司の命を受け、その課又は室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (係長等の職及び職責)</p> <p>第6条 係に係長を置く。</p> <p>2 部長は、教育長の承認を得て、第2条第1項の分課に担当係長を置くことができる。</p> <p>3 部長は、教育長の承認を得て、第2条第2項の係(前項の担当係長を含む。以下この項及び第6項において同じ。)に主査を置くことができる。</p> <p>4 係長は、上司の命を受け、その係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち特定の事務を処理する。</p>	<p>8 こども未来創造館及び西新井文化ホールの施設の提供に関する こと。</p> <p>(変更なし)</p>

改正後	改正前
<p>(専門職の設置及び職責)</p> <p>第7条 <u>教育政策課</u>に社会教育主事を置く。</p> <p>2 教育指導室に統括指導主事及び指導主事を置く。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、部に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。</p> <p>4 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育行政の指導及び助言に関する事務に従事する。</p> <p>5 社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育主事の職務を補助する。</p> <p>6 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>(その他の職員の職及び職責)</p> <p>第8条 第4条から第7条までの職のほか、必要な職を置くことができる。</p> <p>2 第4条から第7条までに定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>(職責の分任)</p> <p>第9条 部長は、必要があるときは、教育長の承認を得て、部長、課長又は係長の職責の一部を、それぞれ参事、副参事又は担当係長に分任させることができる。</p> <p>(教育次長の設置等)</p> <p>第10条 事務局に教育次長を置く。</p> <p>2 教育次長の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基礎学力定着の推進及び区立学校経営の指導・支援に関すること。</p> <p>(2) 就学前教育施策の推進及び区立園の指導・支援に関すること。</p> <p>(3) 事務局の施策の全体調整に関すること。</p> <p>3 教育次長に、統括指導主事及び指導主事を置くことができる。</p> <p>4 第4条第2項から前条までの規定は、教育次長に準用する。この場合において、第4条第2項中「部」とあるのは「教育次長」と、同条第3項及</p>	<p>(専門職の設置及び職責)</p> <p>第7条 学校支援課に社会教育主事を置く。</p> <p>2 教育指導室に統括指導主事及び指導主事を置く。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、部に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。</p> <p>4 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育行政の指導及び助言に関する事務に従事する。</p> <p>5 社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育主事の職務を補助する。</p> <p>6 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>(変更なし)</p>

改正後	改正前
<p>び第4項中「部長」とあるのは「教育次長」と、第5条第2項中「部」とあるのは「教育次長」と、第6条第2項中「部長」とあるのは「教育次長」と、同項中「第2条第1項の分課」とあるのは「その所属する副参事」と、同条第3項中「部長」とあるのは「教育次長」と、第7条第3項中「部」とあるのは「教育次長」と、前条中「部長」とあるのは「教育次長」と読み替えるものとする。</p> <p>(教育機関等の組織)</p> <p>第11条 教育委員会で所管する教育機関等及び区長の権限に属する事務の委任等に関する条例（平成23年足立区条例第3号）に基づき教育委員会に委任された事務に係る機関（以下「行政機関」という。）の内部組織は、教育委員会が別に定める。</p> <p>2 教育機関及び行政機関等の組織上の所属は、別表のとおりとする。ただし、足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年足立区教育委員会規則第17号）に規定する補助執行させる事務に係る教育機関等の組織上の所属は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(準用)</p> <p>第12条 服務関係については区長部局の職員について定められているものの例による。</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(変更なし)</p> <p>(準用)</p> <p>(変更なし)</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 東京都足立区教育委員会事務局処務規則（昭和63年3月2日教育委員会規則第2号）は、廃止する。</p> <p>付 則（平成13年3月30日教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成14年2月14日教委規則第1号）</p> <p>この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成15年3月31日教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
	<p>付 則（平成16年3月11日教委規則第5号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年3月10日教委規則第2号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。 （足立区社会教育委員会議規則の一部改正）</p> <p>2 足立区社会教育委員会議規則（昭和54年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。 第5条中「生涯学習課」を「学校地域連携課」に改める。 （足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正）</p> <p>3 足立区地域学習センター条例施行規則（平成13年足立区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。 第15条第6項中「生涯学習課」を「学校地域連携課」に改める。</p> <p>付 則（平成18年3月15日教委規則第8号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年3月14日教委規則第1号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成20年3月13日教委規則第4号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 （足立区教育委員会公印規程の一部改正）</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 別表第1 足立区教育委員会事務局次長印の部中「次長」を「部長」に、「教育政策課長」を「各部庶務担当課長」に改め、同表足立区教育委員会事務局何部長（担当部長）印の部を削り、同表足立区教育委員会事務局何課（室・担当課）長印の部中「何」及び「・担当課」を削る。 別表第2中「」を「」に改め、「」を削り、「」を「」に改める。</p>

改正後	改正前
	<p>(足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>3 足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則(昭和49年足立区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。</p> <p>本則の表第1順位の項中「次長」を「学校教育部長」に改め、同表第2順位の項中「教育事業担当部長」を「生涯学習部長」に改める。</p> <p>(足立区社会教育委員会議規則の一部改正)</p> <p>4 足立区社会教育委員会議規則(昭和54年足立区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条中「学校地域連携課」を「生涯学習課」に改める。</p> <p>(足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p>5 足立区生涯学習センター条例施行規則(平成12年足立区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。</p> <p>様式第5号中「学校地域連携課長」を「生涯学習課長」に改める。</p> <p>(足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p>6 足立区地域学習センター条例施行規則(平成13年足立区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第15条第6項中「学校地域連携課」を「生涯学習課」に改める。</p> <p>付 則(平成21年4月1日教委規則第12号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>(足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程(昭和44年足立区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1足立区教育委員会印の項中「体育振興課長」を「スポーツ振興課長」に改める。</p> <p>付 則(平成22年3月16日教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(平成23年3月31日教委規則第7号)</p>

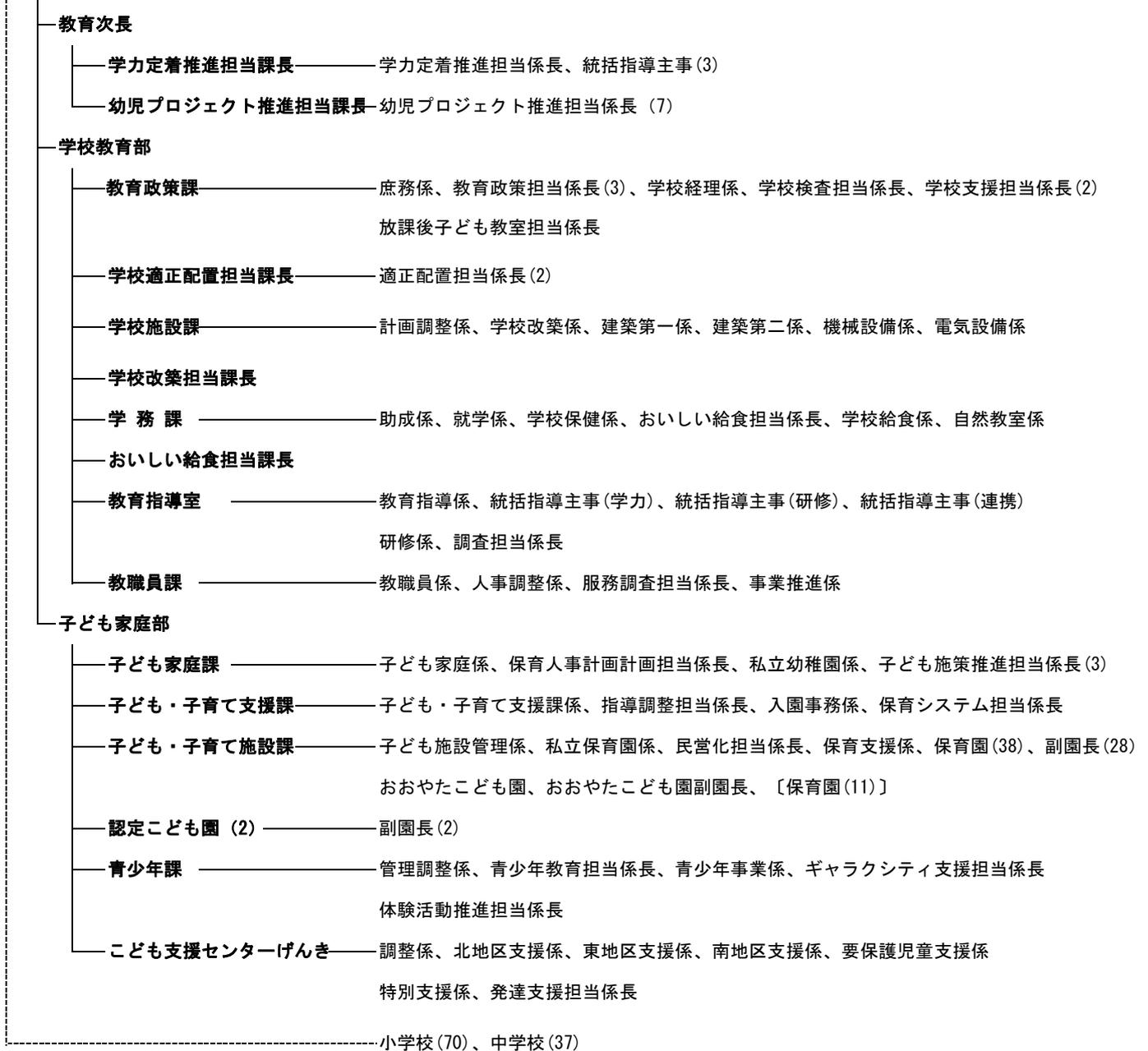
改正後	改正前
<p>(次のよう略)</p> <p>別表 (第11条関係)</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程 (昭和44年足立区教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>3 足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則 (昭和49年足立区教育委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区立校外施設条例施行規則の一部改正)</p> <p>4 足立区立校外施設条例施行規則 (昭和50年足立区教育委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 付 則 (平成24年4月1日教委規則第8号) この規則は、平成24年4月1日から施行する。 付 則 (平成25年4月1日教委規則第2号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程 (昭和44年足立区教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>3 足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則 (昭和49年足立区教育委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略)</p> <p>別表 (第11条関係)</p>

改正後			改正前		
所属		教育機関及び行政機関等	所属		教育機関及び行政機関等
子ども家庭部	子ども・子育て施設課	保育所 こども支援センターげんき	子ども家庭部	保育課	保育所 こども支援センターげんき

平成26年度足立区教育委員会組織機構図（案）

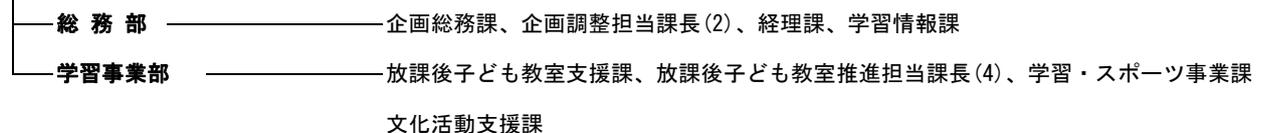
平成26年4月1日現在

教育委員会事務局 教育長



[参考] 公益財団法人 足立区生涯学習振興公社

事務局



第 15 号議案

平成 25 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 13 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木 光夫

平成 25 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

平成 25 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、別添報告書のとおりとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行う必要があるので、この案を提出いたします。

第 1 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 1 3 日

件 名	平成 2 5 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 7 条の規定に基づき、足立区教育委員会が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施したので、別添のとおり「平成 2 5 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）」を提出する。</p> <p>1 有識者会議の実施 事務の点検・評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の意見を活用するため、有識者会議を設置した。会議において、平成 2 5 年度の重点事業を中心に、2 事業を視察いただき、意見を聴取した。有識者会議委員の意見を踏まえ、教育委員会の今後の方針（案）を作成した。</p> <p>(1) 平成 2 5 年度有識者会議委員 平澤 茂 氏（文教大学教育学部教授） 村上 祐介 氏（東京大学大学院教育学研究科・教育学部准教授） 屋敷 和佳 氏（国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 総括研究官）</p> <p>(2) 有識者会議委員に意見を聴取した事業 ① 教育指導室による学力向上担当校への重点的な訪問を通じた若手教員育成の取り組み ② 学びの芽の育成～絵本活動をきっかけとした取り組み～</p> <p>2 事務の点検・評価の内容 有識者会議の意見を活用し、重点的に 2 事業の点検・評価を行うとともに、足立区行政評価制度において、教育委員会の権限に属する事業や施策の評価を実施した。</p>
今後の方針	<p>足立区議会に報告後、ホームページに公表するとともに、今後の方針において実施・検討することとした事項についての進捗状況の管理や、成果の検証等に取り組む。</p> <p>なお、平成 2 6 年度は有識者会議を休止し、足立区行政評価制度をもって施策の点検及び評価を実施する。</p>

第 16 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 13 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木 光夫

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	関原小学校
所在地	足立区関原三丁目 38 番 3 号
種類	別紙のとおり
名称	別紙のとおり
数量	別紙のとおり
価格	別紙のとおり
用途廃止の日	別紙のとおり

名 称	加平小学校
所在地	足立区西加平一丁目 8 番 6 号
種類	別紙のとおり
名称	別紙のとおり
数量	別紙のとおり
価格	別紙のとおり
用途廃止の日	別紙のとおり

(提案理由)

関原小学校と加平小学校の解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

【内訳】

(1) 関原小学校

足立区関原三丁目38番3号

種 類	名 称	数 量	価 格	用途廃止年月日
建物	校舎 1	1,291.00 m ²	58,428,000	平成26年3月31日
建物	校舎 2	698.00 m ²	32,732,000	〃
建物	校舎 3	1,314.28 m ²	80,481,000	〃
建物	校舎 4	2,408.41 m ²	175,087,000	〃
建物	校舎 5	739.60 m ²	49,438,000	〃
建物	陶芸小屋	11.43 m ²	1,246,000	〃
建物	給食付属室	20.70 m ²	1,086,000	〃
建物	倉庫 1	16.08 m ²	544,000	〃
建物	倉庫 2	10.00 m ²	366,000	〃
建物	倉庫 3	10.00 m ²	366,000	〃
建物	倉庫 4	14.58 m ²	874,000	〃
工作物	水飲場	3 基	194,000	〃
工作物	雑工作物	4 基	1,138,000	〃
工作物	プール	1 基	27,098,000	〃
工作物	門	4 基	40,000	〃
工作物	散水栓	1 基	2,060,000	〃
工作物	防球ネット	27 m ²	1,590,000	〃
工作物	ステンレス塀	338 m ²	16,000,000	〃
工作物	防球フェンス	49.5 m ²	1,935,000	〃
立木	樹木(青桐他)	150 本	224,000	〃

(2) 加平小学校

足立区西加平一丁目8番6号

種 類	名 称	数 量	価 格	用途廃止年月日
建物	校舎 1	1,110.49 m ²	56,864,000	平成26年3月31日
建物	校舎 2	1,698.30 m ²	88,332,000	〃
建物	校舎 3	441.00 m ²	25,441,000	〃
建物	校舎 4	700.41 m ²	45,341,000	〃
建物	校舎 5	261.90 m ²	18,313,000	〃
建物	校舎 6	419.29 m ²	33,803,000	〃
建物	校舎 7 A	263.00 m ²	21,202,000	〃
建物	校舎 7 B	486.28 m ²	50,002,000	〃
建物	体育館	629.00 m ²	29,575,000	〃
建物	陶芸小屋	12.70 m ²	1,085,000	〃
建物	プール付属室	152.59 m ²	29,260,000	〃
工作物	フェンス	100 m	4,750,000	〃
工作物	万年塀	5.24 m	37,000	〃
工作物	水飲場	2 基	113,000	〃
工作物	雑工作物	2 基	1,949,000	〃
工作物	フェンス塀	256 m	14,171,000	〃
工作物	防球ネット	37.5 m	1,602,000	〃
工作物	プール	1 基	73,300,000	〃
工作物	門	1 基	979,000	〃
工作物	門	1 基	168,000	〃
工作物	門	1 基	571,000	〃
工作物	止水板	1 枚	418,000	〃
立木	樹木(ソメイヨシノ他)	912 本	1,599,000	〃

第 16 号 議 案 説 明 資 料

平成 26 年 3 月 13 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について																																																																																						
所管部課名	学校教育部 学校施設課																																																																																						
内 容	<p>1 提案理由 関原小学校と加平小学校の解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため。</p> <p>2 用途廃止する財産及び用途廃止日 (1) 関原小学校 足立区関原三丁目 38 番 3 号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物</td><td>校舎 1</td><td>1,291.00 m²</td><td>58,428,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>校舎 2</td><td>698.00 m²</td><td>32,732,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>校舎 3</td><td>1,314.28 m²</td><td>80,481,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>校舎 4</td><td>2,408.41 m²</td><td>175,087,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>校舎 5</td><td>739.60 m²</td><td>49,438,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>陶芸小屋</td><td>11.43 m²</td><td>1,246,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>給食付属室</td><td>20.70 m²</td><td>1,086,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>倉庫 1</td><td>16.08 m²</td><td>544,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>倉庫 2</td><td>10.00 m²</td><td>366,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>倉庫 3</td><td>10.00 m²</td><td>366,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>倉庫 4</td><td>14.58 m²</td><td>874,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>水飲場</td><td>3 基</td><td>194,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>雑工作物</td><td>4 基</td><td>1,138,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>プール</td><td>1 基</td><td>27,098,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>門</td><td>4 基</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>散水栓</td><td>1 基</td><td>2,060,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>防球ネット</td><td>27 m²</td><td>1,590,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>ステンレス塀</td><td>338 m²</td><td>16,000,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>防球フェンス</td><td>49.5 m²</td><td>1,935,000</td></tr> <tr><td>立木</td><td>樹木 (青桐他)</td><td>150 本</td><td>224,000</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">用途廃止日：平成 26 年 3 月 31 日</p>			種 類	名 称	数 量	価 格	建物	校舎 1	1,291.00 m ²	58,428,000	建物	校舎 2	698.00 m ²	32,732,000	建物	校舎 3	1,314.28 m ²	80,481,000	建物	校舎 4	2,408.41 m ²	175,087,000	建物	校舎 5	739.60 m ²	49,438,000	建物	陶芸小屋	11.43 m ²	1,246,000	建物	給食付属室	20.70 m ²	1,086,000	建物	倉庫 1	16.08 m ²	544,000	建物	倉庫 2	10.00 m ²	366,000	建物	倉庫 3	10.00 m ²	366,000	建物	倉庫 4	14.58 m ²	874,000	工作物	水飲場	3 基	194,000	工作物	雑工作物	4 基	1,138,000	工作物	プール	1 基	27,098,000	工作物	門	4 基	40,000	工作物	散水栓	1 基	2,060,000	工作物	防球ネット	27 m ²	1,590,000	工作物	ステンレス塀	338 m ²	16,000,000	工作物	防球フェンス	49.5 m ²	1,935,000	立木	樹木 (青桐他)	150 本	224,000
種 類	名 称	数 量	価 格																																																																																				
建物	校舎 1	1,291.00 m ²	58,428,000																																																																																				
建物	校舎 2	698.00 m ²	32,732,000																																																																																				
建物	校舎 3	1,314.28 m ²	80,481,000																																																																																				
建物	校舎 4	2,408.41 m ²	175,087,000																																																																																				
建物	校舎 5	739.60 m ²	49,438,000																																																																																				
建物	陶芸小屋	11.43 m ²	1,246,000																																																																																				
建物	給食付属室	20.70 m ²	1,086,000																																																																																				
建物	倉庫 1	16.08 m ²	544,000																																																																																				
建物	倉庫 2	10.00 m ²	366,000																																																																																				
建物	倉庫 3	10.00 m ²	366,000																																																																																				
建物	倉庫 4	14.58 m ²	874,000																																																																																				
工作物	水飲場	3 基	194,000																																																																																				
工作物	雑工作物	4 基	1,138,000																																																																																				
工作物	プール	1 基	27,098,000																																																																																				
工作物	門	4 基	40,000																																																																																				
工作物	散水栓	1 基	2,060,000																																																																																				
工作物	防球ネット	27 m ²	1,590,000																																																																																				
工作物	ステンレス塀	338 m ²	16,000,000																																																																																				
工作物	防球フェンス	49.5 m ²	1,935,000																																																																																				
立木	樹木 (青桐他)	150 本	224,000																																																																																				
	(2) 加平小学校																																																																																						

足立区西加平一丁目8番6号

種類	名称	数量	価格
建物	校舎1	1,110.49 m ²	56,864,000
建物	校舎2	1,698.30 m ²	88,332,000
建物	校舎3	441.00 m ²	25,441,000
建物	校舎4	700.41 m ²	45,341,000
建物	校舎5	261.90 m ²	18,313,000
建物	校舎6	419.29 m ²	33,803,000
建物	校舎7A	263.00 m ²	21,202,000
建物	校舎7B	486.28 m ²	50,002,000
建物	体育館	629.00 m ²	29,575,000
建物	陶芸小屋	12.70 m ²	1,085,000
建物	プール付属室	152.59 m ²	29,260,000
工作物	フェンス	100 m	4,750,000
工作物	万年塀	5.24 m	37,000
工作物	水飲場	2 基	113,000
工作物	雑工作物	2 基	1,949,000
工作物	フェンス塀	256 m	14,171,000
工作物	防球ネット	37.5 m	1,602,000
工作物	プール	1 基	73,300,000
工作物	門	1 基	979,000
工作物	門	1 基	168,000
工作物	門	1 基	571,000
工作物	止水板	1 枚	418,000
立木	樹木 (ソメイヨシノ他)	912 本	1,599,000

用途廃止日：平成26年3月31日

内 容

今後の方針

足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議する。また、財産の取り壊し完了後は、資産管理部長あて公有財産の取り壊しについて通知する。

第 17 号議案

足立区文化財の登録及び登録解除について
上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 13 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木 光 夫

足立区文化財の登録及び登録解除について
足立区文化財について、下記のとおり登録及び登録解除する。

記

1 登録する文化財

足立区登録有形文化財（彫刻） 石膏造聖徳太子坐像 一軀
足立区登録有形文化財（彫刻） 木造阿弥陀三尊像 三軀一括
足立区登録有形文化財（彫刻） 木造阿弥陀如来坐像 一軀
足立区登録有形文化財（彫刻） 木造阿弥陀三尊像 三軀一括
足立区登録有形民俗文化財 庚申塔（元禄八年銘） 一基

2 登録解除する文化財

足立区登録有形文化財（工芸品） 鍍絵・遊女の図 一点
足立区登録有形文化財（古文書）
清水家文書（武州足立郡下沼田村耕地村絵図〔控〕） 一点

（提案理由）

文化財保護審議会より答申を受けた文化財について、足立区文化財保護条例第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、登録及び登録解除する必要があるため、この案を提出いたします。

第 1 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区文化財の登録及び登録解除について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>1 理 由</p> <p>足立区文化財保護審議会を平成 26 年 1 月 14 日及び 2 月 12 日に開催した結果、教育委員会から諮問した文化財登録及び登録解除について答申があったため。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 登 録</p> <p>有形文化財（彫刻） <small>せつこうぞう</small>石膏造聖徳太子坐像 一<small>いっく</small>軀 東伊興・善久寺所有</p> <p>有形文化財（彫刻） 木造阿弥陀三尊像 三軀一括 花畑・東善寺所有</p> <p>有形文化財（彫刻） 木造阿弥陀如来坐像 一軀 花畑・東善寺所有</p> <p>有形文化財（彫刻） 木造阿弥陀三尊像 三軀一括 東伊興・法受寺所有</p> <p>有形民俗文化財 <small>こうしんとう</small>庚申塔（元禄八年銘） 一基 本木西町・吉祥院所有</p> <p>(2) 登録解除</p> <p>有形文化財（工芸品） <small>こてえ</small>鏝絵・遊女の図 一点 個人所有 解除理由：所有者の申し出による</p> <p>有形文化財（古文書） <small>ぶしゅうあだちぐんしもむまたむらこうちむらえず ひかえ</small>清水家文書（武州足立郡下沼田村耕地村絵図 [控]） 一点 個人所有 解除理由：原品が所在不明なことによる</p>
今 後 の 方 針	区ホームページによる周知及び文化財保護指導員による巡視を行う。

第 18 号議案

足立区文化財保護審議会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 13 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区文化財保護審議会委員の委嘱について
足立区文化財保護審議会委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 被委嘱者

安藤義雄

小澤 弘

河上一雄

黒津高行

小泉和子

佐藤孝之

梶山林繼

中川美知子

星山晋也

諸岡 勝

以上 10 名

2 委嘱期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

足立区文化財保護条例第 26 条の規定に基づき、足立区文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるため、この案を提出いたします。

第 1 8 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区文化財保護審議会委員の委嘱について																																																										
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課																																																										
内 容	<p>1 委嘱の理由 平成 2 4 ・ 2 5 年度文化財保護審議会委員の任期満了にともない、平成 2 6 ・ 2 7 年度の文化財保護審議会委員 1 0 名を下記のとおり委嘱する。</p> <p>2 主な内容 教育委員会の諮問に対し、文化財の保護及び文化財保護活動の育成に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に答申を行う。</p> <p>3 被委嘱者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">氏 名</th> <th style="width: 15%;">担当分野</th> <th style="width: 45%;">職 歴 等</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td><small>あんどうよしお</small> 安藤義雄</td> <td>郷土史</td> <td>足立史談会名誉会長</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td><small>おざわ ひろむ</small> 小澤 弘</td> <td>美術史</td> <td>東京都江戸東京博物館教授</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td><small>かわかみかずお</small> 河上一雄</td> <td>民 俗</td> <td>(財)日本修学旅行協会理事長</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td><small>くろつたかゆき</small> 黒津高行</td> <td>建 築</td> <td>日本工業大学教授</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td><small>こいずみかずこ</small> 小泉和子</td> <td>生活史</td> <td>昭和のくらし博物館館長</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td><small>さとうたかゆき</small> 佐藤孝之</td> <td>古文書</td> <td>東京大学史料編纂所教授</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td><small>すぎやましげつぐ</small> 榎山林繼</td> <td>考 古</td> <td>國學院大学名誉教授</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td><small>なかがわみちこ</small> 中川美知子</td> <td>区民代表</td> <td>法務省人権擁護委員</td> <td>新規</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td><small>ほしやましんや</small> 星山晋也</td> <td>仏像彫刻</td> <td>早稲田大学名誉教授</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td><small>もろおか まさる</small> 諸岡 勝</td> <td>金石文</td> <td>埼玉県立歴史と民俗の博物館 主任専門員兼学芸員</td> <td>更新</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 委嘱年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日</p> <p>5 任 期 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで。</p>					氏 名	担当分野	職 歴 等	備考	1	<small>あんどうよしお</small> 安藤義雄	郷土史	足立史談会名誉会長	更新	2	<small>おざわ ひろむ</small> 小澤 弘	美術史	東京都江戸東京博物館教授	更新	3	<small>かわかみかずお</small> 河上一雄	民 俗	(財)日本修学旅行協会理事長	更新	4	<small>くろつたかゆき</small> 黒津高行	建 築	日本工業大学教授	更新	5	<small>こいずみかずこ</small> 小泉和子	生活史	昭和のくらし博物館館長	更新	6	<small>さとうたかゆき</small> 佐藤孝之	古文書	東京大学史料編纂所教授	更新	7	<small>すぎやましげつぐ</small> 榎山林繼	考 古	國學院大学名誉教授	更新	8	<small>なかがわみちこ</small> 中川美知子	区民代表	法務省人権擁護委員	新規	9	<small>ほしやましんや</small> 星山晋也	仏像彫刻	早稲田大学名誉教授	更新	10	<small>もろおか まさる</small> 諸岡 勝	金石文	埼玉県立歴史と民俗の博物館 主任専門員兼学芸員	更新
	氏 名	担当分野	職 歴 等	備考																																																							
1	<small>あんどうよしお</small> 安藤義雄	郷土史	足立史談会名誉会長	更新																																																							
2	<small>おざわ ひろむ</small> 小澤 弘	美術史	東京都江戸東京博物館教授	更新																																																							
3	<small>かわかみかずお</small> 河上一雄	民 俗	(財)日本修学旅行協会理事長	更新																																																							
4	<small>くろつたかゆき</small> 黒津高行	建 築	日本工業大学教授	更新																																																							
5	<small>こいずみかずこ</small> 小泉和子	生活史	昭和のくらし博物館館長	更新																																																							
6	<small>さとうたかゆき</small> 佐藤孝之	古文書	東京大学史料編纂所教授	更新																																																							
7	<small>すぎやましげつぐ</small> 榎山林繼	考 古	國學院大学名誉教授	更新																																																							
8	<small>なかがわみちこ</small> 中川美知子	区民代表	法務省人権擁護委員	新規																																																							
9	<small>ほしやましんや</small> 星山晋也	仏像彫刻	早稲田大学名誉教授	更新																																																							
10	<small>もろおか まさる</small> 諸岡 勝	金石文	埼玉県立歴史と民俗の博物館 主任専門員兼学芸員	更新																																																							
今後の方針																																																											

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 6 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について																		
所 管 部 課 名	学校教育部 学校適正配置担当課																		
内 容	<p>1 鹿浜地区の適正規模・適正配置実施計画について（小・中学校）</p> <p>（1）統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象校</th> <th style="width: 25%;">第四回</th> <th style="width: 25%;">第五回（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上沼田小学校と鹿浜小学校</td> <td style="text-align: center;">3/5</td> <td style="text-align: center;">4/15</td> </tr> <tr> <td>鹿浜中学校と第八中学校</td> <td style="text-align: center;">3/6</td> <td style="text-align: center;">5/15</td> </tr> </tbody> </table> <p>②主な協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四回統合地域協議会：新しい校名の最終選考について ・ 第五回統合地域協議会：新しい校章・校歌の選考方法について <p>（2）統合新校の校名の最終選考について</p> <p style="margin-left: 20px;">第四回統合地域協議会において、校名の最終選考を行った。</p> <p>①選考方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次選考の 5 つの校名案を基に協議を行った。 <p>②選考結果</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">小学校</th> <th style="width: 50%;">中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">校 名</td> <td style="text-align: center;">鹿浜五色桜</td> <td style="text-align: center;">鹿浜菜の花</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選 考 理 由</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿浜地域の新しい小学校である。 ・ 五色桜が地域性を表している。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿浜地域の新しい中学校である。 ・ 第八中学校のシンボルである菜の花を校名に含めることにした。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）統合地域協議会ニュースの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュース（第 3 号）を 2 月 25 日に発行した。 <p style="margin-left: 40px;">（周知方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿浜地区の町会・自治会への回覧 ・ 対象 4 校及び近隣 3 校の保護者への配付等 ・ このほか、区ホームページにて公開 	対象校	第四回	第五回（予定）	上沼田小学校と鹿浜小学校	3/5	4/15	鹿浜中学校と第八中学校	3/6	5/15		小学校	中学校	校 名	鹿浜五色桜	鹿浜菜の花	選 考 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿浜地域の新しい小学校である。 ・ 五色桜が地域性を表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿浜地域の新しい中学校である。 ・ 第八中学校のシンボルである菜の花を校名に含めることにした。
対象校	第四回	第五回（予定）																	
上沼田小学校と鹿浜小学校	3/5	4/15																	
鹿浜中学校と第八中学校	3/6	5/15																	
	小学校	中学校																	
校 名	鹿浜五色桜	鹿浜菜の花																	
選 考 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿浜地域の新しい小学校である。 ・ 五色桜が地域性を表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿浜地域の新しい中学校である。 ・ 第八中学校のシンボルである菜の花を校名に含めることにした。 																	
今 後 の 方 針	<p>①統合地域協議会での最終選考結果を尊重し、区として統合小・中学校の校名を決定する。</p> <p>②統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において、具体的な検討を進めていく。</p>																		

教 育 委 員 会 報 告

平成26年3月13日

件 名	放課後子ども教室の実施状況と平成26年度の方針について																																																	
所管部課名	学校教育部 放課後子ども教室担当課																																																	
内 容	<p>放課後子ども教室の実施状況並びに平成26年度の方針について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>平成25年度実施状況(目標 全校で週5日以上かつ2箇所以上)</p> <p>1 実施状況 平成26年3月末見込※()内は25年3月末現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="5">1週間での実施日数</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>6日</th> <th>5日</th> <th>4日</th> <th>3日</th> <th>2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">実施会場数</td> <td>4箇所</td> <td>1 (2)</td> <td>36 (26)</td> <td>0 (4)</td> <td>0 (2)</td> <td>0 (0)</td> <td>37 (34)</td> </tr> <tr> <td>3箇所</td> <td>1 (1)</td> <td>26 (16)</td> <td>1 (6)</td> <td>0 (8)</td> <td>1 (1)</td> <td>29 (32)</td> </tr> <tr> <td>2箇所</td> <td>0 (0)</td> <td>4 (2)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (1)</td> <td>0 (1)</td> <td>4 (4)</td> </tr> <tr> <td>1箇所</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2 (3)</td> <td>66 (45)</td> <td>1 (10)</td> <td>0 (11)</td> <td>1 (2)</td> <td>70 (71)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全校で図書室を活用</p> <p>平成26年度の方針について (目標 全校で週5日以上かつ2箇所以上)</p> <p>1 事業内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 全校での平日5日実施の早期実現 (2) 図書室を活用した学習環境の確保 (3) 参加対象学年の引き下げ (4) 地域人材への働きかけや庁内他課及び区内都立高校・大学との連携 <p>2 安定運営の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小学校区(13ブロック)を基本とした支援体制の継続 (2) 運営委員会やブロック会議における情報交換やスタッフの交流 (3) スタッフ(ボランティア含む)確保の対策支援 (4) 保護者、地域への事業主旨のPR (5) スタッフ研修(内容・実施方法)の充実 			1週間での実施日数					計	6日	5日	4日	3日	2日	実施会場数	4箇所	1 (2)	36 (26)	0 (4)	0 (2)	0 (0)	37 (34)	3箇所	1 (1)	26 (16)	1 (6)	0 (8)	1 (1)	29 (32)	2箇所	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	4 (4)	1箇所	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	計	2 (3)	66 (45)	1 (10)	0 (11)	1 (2)	70 (71)
				1週間での実施日数						計																																								
		6日	5日	4日	3日	2日																																												
実施会場数	4箇所	1 (2)	36 (26)	0 (4)	0 (2)	0 (0)	37 (34)																																											
	3箇所	1 (1)	26 (16)	1 (6)	0 (8)	1 (1)	29 (32)																																											
	2箇所	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	4 (4)																																											
	1箇所	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)																																											
	計	2 (3)	66 (45)	1 (10)	0 (11)	1 (2)	70 (71)																																											
今後の方針	<p>実行委員会・学校と協議しながら、継続かつ安定した運営に努めるとともに、遊び・学びの場の機会の充実を目指す。</p>																																																	

教 育 委 員 会 報 告

平成26年3月13日

件 名	関原小学校の施設更新に伴う基本構想・基本計画について																	
所管部課名	学校教育部 学校施設課・学校改築担当課																	
内 容	<p>関原小学校の施設更新に伴う基本構想及び基本計画について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 基本構想</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①時代の変化に対応できる施設 ②健康で安全な環境が整った施設 ③人に優しく地域に開かれた施設 ④情報社会に対応できる施設 ⑤環境に優しい施設 ⑥地域のシンボルとしての施設 ⑦地域防災の拠点としての施設 ⑧地域に開かれた施設</p> <p>2 基本計画（基本設計）の概要等</p> <p style="padding-left: 20px;">構造：鉄骨造 階数：4階建</p> <p style="padding-left: 20px;">敷地面積：7,151.19㎡ 延床面積：8,000㎡程度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;">階数</th> <th style="width: 80%;">主要諸室・校庭内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">校 舎</td> <td style="text-align: center;">R階</td> <td>電気室、屋上利用スペース、太陽光パネル、屋上緑化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4階</td> <td>普通教室（6教室）、資料室、家庭科室・準備室、外国語教室、多目的室（1教室）、屋上プール、器具庫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3階</td> <td>普通教室（6教室）、図工室・準備室、図書室・準備室、コンピュータ室・準備室、視聴覚室、多目的室（1室）、物品庫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2階</td> <td>普通教室（6教室）、音楽室・準備室、理科室・準備室、生活科室、多目的室（1教室）、会議室、特別活動室、物品庫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1階</td> <td>校長室、職員室、事務室、管理室（主事室）、保健室、教育相談室、職員更衣室、給食場、放送室、印刷室、PTA室、体育館（防災備蓄倉庫付）、だれでもトイレ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">校 庭</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>100mトラック（5コース）、50m直線（5コース）、砂場・遊具、体育倉庫、飼育小屋、駐輪場等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 詳細は別添「基本構想・基本計画書」のとおり</p> <p>(1) 今後の予定</p> <p style="padding-left: 20px;">解体工事 平成26年4月～9月</p> <p style="padding-left: 20px;">建築工事 平成26年10月～平成28年2月</p> <p style="padding-left: 20px;">開 校 平成28年4月</p>	種別	階数	主要諸室・校庭内訳	校 舎	R階	電気室、屋上利用スペース、太陽光パネル、屋上緑化	4階	普通教室（6教室）、資料室、家庭科室・準備室、外国語教室、多目的室（1教室）、屋上プール、器具庫	3階	普通教室（6教室）、図工室・準備室、図書室・準備室、コンピュータ室・準備室、視聴覚室、多目的室（1室）、物品庫	2階	普通教室（6教室）、音楽室・準備室、理科室・準備室、生活科室、多目的室（1教室）、会議室、特別活動室、物品庫	1階	校長室、職員室、事務室、管理室（主事室）、保健室、教育相談室、職員更衣室、給食場、放送室、印刷室、PTA室、体育館（防災備蓄倉庫付）、だれでもトイレ	校 庭	—	100mトラック（5コース）、50m直線（5コース）、砂場・遊具、体育倉庫、飼育小屋、駐輪場等
種別	階数	主要諸室・校庭内訳																
校 舎	R階	電気室、屋上利用スペース、太陽光パネル、屋上緑化																
	4階	普通教室（6教室）、資料室、家庭科室・準備室、外国語教室、多目的室（1教室）、屋上プール、器具庫																
	3階	普通教室（6教室）、図工室・準備室、図書室・準備室、コンピュータ室・準備室、視聴覚室、多目的室（1室）、物品庫																
	2階	普通教室（6教室）、音楽室・準備室、理科室・準備室、生活科室、多目的室（1教室）、会議室、特別活動室、物品庫																
	1階	校長室、職員室、事務室、管理室（主事室）、保健室、教育相談室、職員更衣室、給食場、放送室、印刷室、PTA室、体育館（防災備蓄倉庫付）、だれでもトイレ																
校 庭	—	100mトラック（5コース）、50m直線（5コース）、砂場・遊具、体育倉庫、飼育小屋、駐輪場等																
今後の方針	隣接する道路が狭小であるため、工事車両の通行等については、細心の注意を払い事故防止に留意する。																	

教 育 委 員 会 報 告

平成26年3月13日

件 名	平成26年度区立小中学校給食費の改定について																																																						
所管部課名	学校教育部 学務課																																																						
内 容	<p>平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、平成26年度の区立小中学校給食費を、下記のとおり改定する。</p> <p>1 改定内容</p> <p>(1) 1食（消費税を含む）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">25年度</th> <th style="width: 15%;">26年度</th> <th style="width: 10%;">改定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">小学校</td> <td style="text-align: center;">低学年</td> <td style="text-align: right;">216円</td> <td style="text-align: right;">222円</td> <td style="text-align: right;">+6円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学年</td> <td style="text-align: right;">233円</td> <td style="text-align: right;">240円</td> <td style="text-align: right;">+7円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高学年</td> <td style="text-align: right;">249円</td> <td style="text-align: right;">256円</td> <td style="text-align: right;">+7円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学校</td> <td style="text-align: center;">全学年</td> <td style="text-align: right;">295円</td> <td style="text-align: right;">303円</td> <td style="text-align: right;">+8円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 月額（消費税を含む）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">25年度</th> <th style="width: 15%;">26年度</th> <th style="width: 10%;">改定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">小学校</td> <td style="text-align: center;">1年生</td> <td style="text-align: right;">3,790円</td> <td style="text-align: right;">3,900円</td> <td style="text-align: right;">+110円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年生</td> <td style="text-align: right;">3,890円</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> <td style="text-align: right;">+110円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3・4年生</td> <td style="text-align: right;">4,190円</td> <td style="text-align: right;">4,320円</td> <td style="text-align: right;">+130円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5・6年生</td> <td style="text-align: right;">4,410円</td> <td style="text-align: right;">4,540円</td> <td style="text-align: right;">+130円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">中学校</td> <td style="text-align: center;">1・2年生</td> <td style="text-align: right;">5,120円</td> <td style="text-align: right;">5,260円</td> <td style="text-align: right;">+140円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年生</td> <td style="text-align: right;">4,990円</td> <td style="text-align: right;">5,120円</td> <td style="text-align: right;">+130円</td> </tr> </tbody> </table>			25年度	26年度	改定金額	小学校	低学年	216円	222円	+6円	中学年	233円	240円	+7円	高学年	249円	256円	+7円	中学校	全学年	295円	303円	+8円			25年度	26年度	改定金額	小学校	1年生	3,790円	3,900円	+110円	2年生	3,890円	4,000円	+110円	3・4年生	4,190円	4,320円	+130円	5・6年生	4,410円	4,540円	+130円	中学校	1・2年生	5,120円	5,260円	+140円	3年生	4,990円	5,120円	+130円
		25年度	26年度	改定金額																																																			
小学校	低学年	216円	222円	+6円																																																			
	中学年	233円	240円	+7円																																																			
	高学年	249円	256円	+7円																																																			
中学校	全学年	295円	303円	+8円																																																			
		25年度	26年度	改定金額																																																			
小学校	1年生	3,790円	3,900円	+110円																																																			
	2年生	3,890円	4,000円	+110円																																																			
	3・4年生	4,190円	4,320円	+130円																																																			
	5・6年生	4,410円	4,540円	+130円																																																			
中学校	1・2年生	5,120円	5,260円	+140円																																																			
	3年生	4,990円	5,120円	+130円																																																			
問 題 点 今後の方針	教育委員会から、今回の改定内容を説明する通知を各学校に送付し、学校を通じて保護者への周知を行う。																																																						

教 育 委 員 会 報 告

平成26年3月13日

件 名	「あだち小学生基礎学習教室」のプロポーザル方式による提案の特定結果について
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>学力向上講座事業運営委託(あだち小学生基礎学習教室)について、公募型プロポーザル方式により事業案の選定(事業者の選定)を行ったので報告する。</p> <p>これまで、区内全域の実施対象校全校を1者で実施しており、指導者の確保が難しいという課題があったため、区内4グループに分けて複数の事業者が受託できるようにした(1者で2グループまで受託することが可能)。</p> <p>1 業務概要</p> <p>1)対象児童 基礎学力の定着に課題のある児童(1クラス、3・4年生合わせて最大20人)</p> <p>2)実施規模 区立小学校50校程度で各校1クラス(AからDの4グループに分けて実施)</p> <p>3)実施期間および回数 土曜日と水曜日(放課後)を使い、前期(5月～10月第1週)に15回、後期(10月第2週～3月)に15回の年間30回(長期休業期間中は除く)。</p> <p>2 選定事業者と主な提案</p> <p>1)株式会社エデュケーションアルネットワーク(栄光グループ)</p> <p>○受託：Cグループ(南東・千住地域)13校、Dグループ(南西地域)13校</p> <p>○主な提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30分×3コマ。1コマの30分を10分単位のモジュールに分ける ・20人の参加児童をさらに3つの班に分け、それぞれの班に指導員をつける。 ・教材すべてをやらせるのではなく、各班の指導員が個々を見ながら、当日の学習課題や宿題などを与える。 <p>2)株式会社学研教育みらい(学研グループ)</p> <p>○受託：Aグループ(北西地域)14校、Bグループ(北東地域)13校</p> <p>○主な提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・45分×2コマ。45分を10分・25分・10分に分ける。 ・中間の25分は、20人の参加児童をさらに3つの班に分け、それぞれの班に指導員をつける。 ・教材はプリント形式にし、個々の課題に合わせて繰り返し学習に活用する(プリント保管用のバインダーは事業者で準備)。 <p>3 契約期間</p> <p>契約締結日から平成27年3月31日まで</p> <p>4 事業提案の特定経過</p> <p>4事業者が提案書を提出。提案書をもとに選定委員会でプレゼンテーションを行った後に、委員による審議を経て提案を特定した。</p> <p>(1) 区ホームページ、契約課専用掲示板で周知</p> <p>(2) 説明書の交付期間 平成25年12月20日～26年1月14日</p> <p>(3) 参加表明書の提出期限 平成26年1月17日</p> <p>(4) 提案提出者の選定 平成26年1月27日(財務診断を経て選定)</p> <p>(5) 提案書の提出期限 平成26年2月17日</p> <p>(6) 提案の特定(事業者特定) 平成26年2月27日(プレゼンテーション後に審議・特定)</p>
今後の方針	この結果に基づき、仕様書等の詳細が確定次第、契約課へ随意契約を依頼。5月からの事業開始に向け、学校との日程調整などの準備を進める。

提案書特定の評点表(公募型) 【学力向上講座事業運営委託(小学生基礎学習教室)】

集計表

	評価項目 【配点】	配分点	提案者名			
			エデュケーショナル ネットワーク	学研教育みらい	A	B
ア	業務の理解度	120	95	93	81	90
イ	提案内容の的確性	160	124	118	110	119
ウ	業務遂行能力	240	188	192	177	180
エ	法令順守	80	65	60	57	59
オ	事業者の信頼度	80	60	57	55	54
カ	コスト	120	89	86	84	82
	小 計	800	621	606	564	584
	区内業者加点	2~5%	3%	3%	3%	0%
			24	24	24	0
	合 計		645	630	588	584

教 育 委 員 会 報 告

平成26年3月13日

件 名	足立はばたき塾について																						
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室																						
内 容	<p>平成25年2月15日(土)をもって、足立はばたき塾、土曜補習塾ともに、平成25年度生の授業が全て終了した。多くの生徒が、2月24日の都立高校の入学試験に臨んだ。</p> <p>■足立はばたき塾生 【平成25年度生の進学先(3月3日現在)】 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">進学先種別</th> <th style="width: 15%;">進学指導重点校</th> <th style="width: 15%;">進学指導特別推進校</th> <th style="width: 15%;">進学指導推進校</th> <th style="width: 10%;">中高一貫校</th> <th style="width: 15%;">その他都立、私立、未定</th> <th style="width: 10%;">総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>6 (5)</td> <td>5 (1)</td> <td>19 (31)</td> <td>2 (6)</td> <td>42 (57)</td> <td>74 (100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内は、前年度生の最終状況</p> <p>【利用者の声(1月アンケートより)】</p> <p>●受講生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他校の生徒さんたちと一緒に勉強することでよい刺激を受け、勉強に対する意識や姿勢が変わったと思います。 ・学校では、基礎がほとんどなので、この塾に入って慣れない問題に慣れることができるので、とても感謝しています。 ・授業の説明が分かりやすく、自分にどんどん力がつくようで勉強が楽しく感じられる。 <p>【平成26年度生について】 入塾希望者の所得審査を実施したうえで、学力診断テスト(入塾テスト)を平成26年2月15日に実施。114人が受検、70人が合格し、3月1日から定期講座が始まっている。</p> <p>■土曜補習塾生 【平成25年度生の進学先(3月3日現在)】 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">進学先種別</th> <th style="width: 15%;">進学指導推進校</th> <th style="width: 15%;">その他都立、私立、未定</th> <th style="width: 15%;">総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>5 (4)</td> <td>15 (15)</td> <td>20 (19)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内は、前年度生の最終状況</p> <p>【利用者の声(1月アンケートより)】</p> <p>●受講生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予習復習ができて、学校の授業が分かりやすくなった。 ・自分のペースと同じ位のスピードで、基礎だけでなく発展応用も丁寧に教えてくれて、実際成果として表れた。 ・とても分かりやすく、一人一人ていねいに教えてくれた。 <p>【平成26年度生について】 4月からの授業開始に向けて準備を進める。</p>	進学先種別	進学指導重点校	進学指導特別推進校	進学指導推進校	中高一貫校	その他都立、私立、未定	総計	人数	6 (5)	5 (1)	19 (31)	2 (6)	42 (57)	74 (100)	進学先種別	進学指導推進校	その他都立、私立、未定	総計	人数	5 (4)	15 (15)	20 (19)
進学先種別	進学指導重点校	進学指導特別推進校	進学指導推進校	中高一貫校	その他都立、私立、未定	総計																	
人数	6 (5)	5 (1)	19 (31)	2 (6)	42 (57)	74 (100)																	
進学先種別	進学指導推進校	その他都立、私立、未定	総計																				
人数	5 (4)	15 (15)	20 (19)																				
今後の方針	<p>円滑な事業運営のため、事業者との連絡を密にしていく。</p> <p>6月に追加募集の学力診断テストが実施できるよう準備する。</p>																						

教 育 委 員 会 報 告

平成26年3月13日

件 名	平成26年4月1日付教育管理職異動内示について																																																
所管部課名	学校教育部 教育指導室																																																
内 容	<p>東京都教育委員会から校長及び副校長の異動内示があったので報告する。</p> <p>《小学校》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 別</th> <th style="width: 25%;">校 長</th> <th style="width: 25%;">副校長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用</td> <td style="text-align: center;">5名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>内転※うち1名は統括校長(新規)</td> <td style="text-align: center;">8名</td> <td style="text-align: center;">5名</td> </tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で内転</td> <td style="text-align: center;">12名</td> <td style="text-align: center;">4名</td> </tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入</td> <td style="text-align: center;">9名</td> <td style="text-align: center;">11名</td> </tr> <tr> <td>現校長・副校長で区外からの転入</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td style="text-align: center;">6名</td> </tr> <tr> <td>統括校長(継続)</td> <td style="text-align: center;">0名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">36名</td> <td style="text-align: center;">27名</td> </tr> </tbody> </table> <p>《中学校》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 別</th> <th style="width: 25%;">校 長</th> <th style="width: 25%;">副校長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用</td> <td style="text-align: center;">4名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>内転※うち1名は統括校長(新規)</td> <td style="text-align: center;">4名</td> <td style="text-align: center;">4名</td> </tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で内転</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">4名</td> </tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入</td> <td style="text-align: center;">5名</td> <td style="text-align: center;">5名</td> </tr> <tr> <td>現校長・副校長で区外からの転入※うち1名は統括校長(新規)</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td>統括校長(継続)</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">18名</td> <td style="text-align: center;">16名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 内転・・・区内での異動</p>	種 別	校 長	副校長	再任用	5名	1名	内転※うち1名は統括校長(新規)	8名	5名	現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	12名	4名	現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	9名	11名	現校長・副校長で区外からの転入	2名	6名	統括校長(継続)	0名		合 計	36名	27名	種 別	校 長	副校長	再任用	4名	1名	内転※うち1名は統括校長(新規)	4名	4名	現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	1名	4名	現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	5名	5名	現校長・副校長で区外からの転入※うち1名は統括校長(新規)	2名	2名	統括校長(継続)	2名		合 計	18名	16名
種 別	校 長	副校長																																															
再任用	5名	1名																																															
内転※うち1名は統括校長(新規)	8名	5名																																															
現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	12名	4名																																															
現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	9名	11名																																															
現校長・副校長で区外からの転入	2名	6名																																															
統括校長(継続)	0名																																																
合 計	36名	27名																																															
種 別	校 長	副校長																																															
再任用	4名	1名																																															
内転※うち1名は統括校長(新規)	4名	4名																																															
現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	1名	4名																																															
現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	5名	5名																																															
現校長・副校長で区外からの転入※うち1名は統括校長(新規)	2名	2名																																															
統括校長(継続)	2名																																																
合 計	18名	16名																																															
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・異動対象者に3月10日電話連絡を行った(内示は本人止まり) ・4月1日に辞令交付を行う。 																																																

教 育 委 員 会 報 告

平成26年3月13日

件 名	学校事故報告について（平成25年度2月分）
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 学校事故状況 管理下 8件（中学校 1件、小学校 7件） 管理外 0件（中学校 0件、小学校 0件） 合計 8件</p> <p>2 事故内容 (1) 交通事故 横断歩道のない道路を横断、タクシーと接触、左大腿部を打撲。 （中学校管理下）</p> <p>(2) 授業中の事故 体育の授業中に準備運動の一環として、鬼ごっこをしていた際、児童同士が衝突、顔面から転倒、前歯破折及び左手首打撲。 （小学校管理下）</p> <p>(3) 休憩時間、放課後、登・下校時、部活動等の事故 ア 下校時に校庭で、他の児童が手荷物を持ったまま回転し、手荷物（中の水筒）が当該児童の顔面に当たり、上門歯と下門歯の各1本を欠損。 （小学校管理下）</p> <p>イ 登校班で登校中、歩道で転倒、鼻骨骨折及び上前歯の乳歯を折る。 （小学校管理下）</p> <p>ウ 休み時間に鉄棒を練習中、手を滑らせて落下、左前腕開放性骨折。 （小学校管理下）</p> <p>エ 昼休み終了後、廊下で友達ととっくみ合いの喧嘩となり、足をかけられ転倒、頭部を床に打ちつけ、頭部を打撲。 （小学校管理下）</p> <p>オ 昼休み時間、校庭で友達と追いかけてごっこをしていた際、体育館前の投てき板の支柱に顔面を打ち、鼻骨骨折。 （小学校管理下）</p> <p>カ 全校児童による校庭での集会で、指定の場所に向かう途中、別の児童と衝突、転倒時に犬走りに頭部を打ちつけ、頭部打撲。 （小学校管理下）</p> <p>3 各学校への事故防止の指導 (1) 交通事故防止について 学校管理内外の発生に捉われず、児童・生徒に対して事故事例から交通安全マナーを守る指導の徹底を図る。また、具体的な指導と家庭等への注意喚起を促し、未然防止に努める。</p> <p>(2) 授業中の傷害・打撲等の事故防止について 指導内容の管理及び、指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の行動を把握し、危険行為の未然防止に努める。</p> <p>(3) 休憩時間、放課後等における事故防止について ア 校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止についての指導の徹底を図る。</p> <p>イ 部活動においては、十分な準備運動と受傷につながる恐れのある危険行為の禁止を徹底し、安全を重視した指導を図る。</p>
今後の方針	<p>児童・生徒の登・下校時の安全教育を徹底するとともに、校内生活の規範意識を高め、社会生活のルールや決まり、法令等を守り、善悪の正しい判断に基づく行動ができる児童・生徒の育成を図る。</p>

学校事故状況

平成25年度2月分（児童・生徒） 教育指導室

内 訳	管 理 下			管 理 外		合 計
	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交 通 事 故	自転車・バイク					
	歩行者・キックボード			1		1
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	裂傷・打撲・暴行					
	火傷・熱傷					
	歯目鼻耳等の損傷		1			1
	発症・発作・火傷					
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故（学校行事含む）	骨折・脱臼・捻挫		1			1
	裂傷・打撲・暴行		2			2
	歯目鼻耳等の損傷		3			3
	発症・発作・火傷					
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	歯目鼻耳等の損傷					
暴力・暴行傷害事件						
家出・外泊・行方不明						
窃盗・万引き・恐喝						
対教師暴力						
火災・火傷・火遊び						
その他・地域での怪我						
死 亡	病 死					
	事 故 死					
合 計			7	1		8

（施 設）

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	0

教 育 委 員 会 報 告

平成26年 3月13日

件 名	(仮称) 足立区子ども・子育て支援事業計画の策定及び利用希望把握調査（ニーズ調査）の実施結果について																								
所管部課	子ども家庭部 子ども家庭課																								
内 容	<p>1. (仮称) 足立区子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>(1) 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」において区市町村に「子ども・子育て支援事業計画」策定が義務づけられた。</p> <p>このため、質の高い教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、及び地域の子ども・子育ての支援の充実を図るための計画として、(仮称)「足立区子ども・子育て支援事業計画」を策定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【計画の位置づけ】 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需要調査・把握（現在の利用状況＋利用希望）に基づく需給計画</p> </div> <p>(2) 計画の期間等 （平成27年度から31年度まで 5ヵ年計画）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #00FFFF;">← 第2期あだち次世代育成支援行動計画（後期） →</td> <td colspan="5" style="background-color: #FFFF00;">← (足立区版) 子ども・子育て支援事業計画 →</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #00FFFF;">← 子ども施策3ヵ年重点プロジェクト →</td> <td colspan="5" style="background-color: #FFFF00;">← 次期子ども施策3ヵ年重点プロジェクト →</td> </tr> </tbody> </table> <p>次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画のうち、多くは子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととされているため、第2期次世代育成支援行動計画の終了後は、子ども・子育て支援事業計画が引き継ぐこととする。</p> <p>(3) 計画の内容及び構成案</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 主な内容</p> <p style="margin-left: 40px;">5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 構成案</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 区の現状と課題 ② 計画の基本的理念及び目標 ③ 具体的事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」 ・ 地域の子育て支援の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」 ※ 「量の見込み」と「確保の内容」に差がある場合には「実施時期」において事業の整備計画を示す。 ④ 計画の推進体制、進行管理 	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	← 第2期あだち次世代育成支援行動計画（後期） →			← (足立区版) 子ども・子育て支援事業計画 →					← 子ども施策3ヵ年重点プロジェクト →			← 次期子ども施策3ヵ年重点プロジェクト →				
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																		
← 第2期あだち次世代育成支援行動計画（後期） →			← (足立区版) 子ども・子育て支援事業計画 →																						
← 子ども施策3ヵ年重点プロジェクト →			← 次期子ども施策3ヵ年重点プロジェクト →																						

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>(4) 主なスケジュール（実施済み及び予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月～26年2月 ニーズ調査の実施、結果集約 ・平成26年 2月～26年8月 策定作業（量の見込み及び確保方策等の検討） ・平成26年 9月 中間取りまとめ（東京都への中間報告） ・平成26年11月 パブリックコメントの実施 ・平成27年 3月（足立区版）子ども・子育て支援事業計画の確定 <p>2. 利用希望把握調査（ニーズ調査）の実施について</p> <p>計画策定に先行して、法定による利用希望把握調査を平成25年12月に実施した。</p> <p>(1) 実施目的</p> <p>（足立区版）子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、地域の教育・保育・子ども子育て支援事業のニーズを把握し、教育・保育サービス、地域子育て支援事業などの施策を計画へ反映させる。</p> <p>(2) 調査時期</p> <p>平成25年12月10日～平成26年1月10日</p> <p>(3) 調査対象及び回収数</p> <table border="1" data-bbox="418 922 1455 1211"> <thead> <tr> <th>調査種別</th> <th>配付数</th> <th>回収数</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前児童（0～5歳児）の保護者 （住民基本台帳から無作為抽出）</td> <td>6,750</td> <td>3,199</td> <td>47.4%</td> </tr> <tr> <td>小学校児童（1～3年生）の保護者 （住民基本台帳から無作為抽出）</td> <td>1,600</td> <td>791</td> <td>49.4%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>8,350</td> <td>3,990</td> <td>47.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 主な調査項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て環境について ・幼児期の教育・保育事業の利用状況及び利用意向 ・地域の子育て支援事業等の利用状況及び利用意向 ・その他 	調査種別	配付数	回収数	回収率	就学前児童（0～5歳児）の保護者 （住民基本台帳から無作為抽出）	6,750	3,199	47.4%	小学校児童（1～3年生）の保護者 （住民基本台帳から無作為抽出）	1,600	791	49.4%	合 計	8,350	3,990	47.8%
調査種別	配付数	回収数	回収率														
就学前児童（0～5歳児）の保護者 （住民基本台帳から無作為抽出）	6,750	3,199	47.4%														
小学校児童（1～3年生）の保護者 （住民基本台帳から無作為抽出）	1,600	791	49.4%														
合 計	8,350	3,990	47.8%														
<p>問題点・今後の方針</p>	<p>「子ども・子育て支援事業計画」の検討組織である、地域保健福祉推進協議会及び子ども支援専門部会において、ニーズ調査結果の分析等を踏まえた需要量の見込み算出及び確保方策等について審議のうえ、事業計画に反映させていく。</p>																

2. 子ども施策3ヶ年重点プロジェクトの実績評価について

子ども施策3ヶ年重点プロジェクトは、足立区重点プロジェクト及び第2期あだち次世代育成支援行動計画を踏まえて、特に重点的に推進する事業を定め平成23年度から開始した。

(1)子ども施策3ヶ年重点プロジェクトの主な事業の目標達成状況 ※内訳 [達成率(%) 実績値(目標値)]

	目標の指標	H23	H24(中間年)	H25	H26(1年延長)
1. 就学前からの教育の充実を図り、学力の向上を目指す〔全11事業〕					
幼児教育プログラムの策定 (幼児教育から小学校教育への滑らかな接続を図る「あだち5歳児プログラム」)	実施園数	100%(公立園の全園で実施)	100%(公立園の全園で実施)	(公立園全園で実施)	(公立園全園で実施)
幼保小の連携ブロック会議の開催(幼保小関係者による接続期の課題解決に向けた会議)	実施回数	100% 3(3)回	100% 3(3)回	(3)回	(3)回
あだち小学校基礎学習教室 (民間教育事業者による補習教室)	実施校数	100% 72(72)校	100% 60(60)校	(55)校	(50)校
学力向上のための講師配置事業 (少人数指導の実施)	配置講師数	97% 179(184)人	94% 168(179)人	(115)人	(115)人
2. 多様な体験の場と機会を提供し、学ぶ意欲を育てる〔全17事業〕					
大学連携による体験学習事業(体験により学習意欲の向上とともに社会性を育む)	実施内容	100%(動物教室、1日大学生他)	100%(動物教室、1日大学生他)	(動物教室、1日大学生他)	(動物教室、1日大学生他)
幼児自然科学体験事業(自然や科学に関して体験の場を提供し学ぶ意欲を育てる)	実施園数	100%(区立保育園、認定こども園)	100%(区立保育園、認定こども園)	(区立保育園、認定こども園)	(区立保育園、認定こども園)
3. 心とからだの健やかな成長を支援する〔全25事業〕					
母親学級・両親学級 (仲間とともに学び、孤立した育児を防止する)	母子手帳交付に対する参加率	73% 33(45)%	77% 27(35)%	(30)%	(30)%
「体力状況調査」スポーツ推進委員の小学校派遣(スポーツ推進委員を派遣し、子どもの体力向上の調査・研究等を行う)	派遣校数	100% 33(33)校	100% 34(33)校	(34)校	(35)校

(2)全事業(53項目)に対して、平成24年度の実績評価を実施した。(A、B、Cの3段階評価)

A:概ね実施できた(8割程度以上)・・・50項目

B:ある程度できた(4割程度以上)・・・3項目

C:あまり実施できなかった(4割程度未満)0項目

※上記に記載の事業の実績評価は、すべて「A評価」である。

3. 子ども施策3ヶ年重点プロジェクトの実施期間の延長について

子ども施策3ヶ年重点プロジェクト(平成23～25年度)の実施期間について、区全体の柱である足立区第二次重点プロジェクトの改変時期である平成26年度末に合わせて、1年間延長する。

なお、各事業の平成26年度の目標値については、所管課において設定済である。

今後の方針

第2期次世代育成支援行動計画の法定事業(国の基本指針記載項目)や子ども3ヶ年重点プロジェクトの対象全事業については、目標達成(A評価)100%を目指していく。

平成27年度から開始となる子ども・子育て支援法に基づく(仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画に移行する事業については、昨年末に実施した利用希望把握調査(ニーズ調査)により、需要量の見込みを算定中である。今後、第2期次世代育成支援行動計画や子ども3ヶ年重点プロジェクトの成果や要因を分析し、子ども・子育て支援事業計画に反映させていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成26年3月13日

件 名	足立区待機児童解消アクションプランの進捗状況について（2月末現在）				
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課、保育計画課、保育課				
内 容	足立区待機児童解消アクションプランの進捗状況について、報告する。				
	1 施設等の整備状況				
		平成25年度 整備計画		整備 状況	進捗状況(2月末現在)
		年齢 区分	整備 定員数 (人)		
	認可保育園	0～5歳	60	新規1園 ・千住大橋駅周辺 (60名)	60
		0～2歳	27		平成26年4月開設に向け、施設整備中 ・クレーナーサラー千住大橋
		3～5歳	33		
	東京都 認証保育所	0～5歳	40	新規1所 ・扇地域(40名)	0
		0～2歳	32		平成26年度中の整備、開設(3所) ・扇地域:平成26年10月開設に向け、施設整備中 ・青井地域:平成26年度中の開設に向け、検討中 ・綾瀬地域:平成26年度中の開設に向け、事業者と協議中
		3～5歳	8		
	家庭福祉員	0～5歳	30	家庭福祉員15名 (定員30名)	16
		0～2歳	30		第1期開業:5名、第2期開業:3名 家庭福祉員の開業等 ・第1期:8名認定 平成25年10月開業:4名、平成26年1月開業:1名、 平成26年4月開業:1名、開業準備中:1名、 グループ保育希望:1名 ・第2期:8名認定 平成26年2月開業:2名、平成26年3月開業:1名、 平成26年6月開業:1名、グループ保育室希望:3名、 辞退:1名 ・第3期:3名認定 平成26年4月開業:2名、平成26年5月開業1名 グループ保育室の開設 ・西新井地域:1室(平成26年3月31日開設予定)
		3～5歳	0		
	小規模保育室	0～5歳	45	新規3室 ・保塚・六町地域 (15名) ・花畑・保木間地域 (15名) ・鹿浜地域(15名)	57
		0～2歳	45		平成26年4月開設に向け、施設整備中 ・ぼんだ保育園 六町園(19名) ・びっころきっず保木間(19名) ・キングダム・キッズ 鹿浜(19名)
3～5歳		0			
(私立) 認定こども園	0～5歳	80	2園	85	
	0～2歳	20		平成26年4月開設に向け、東京都へ進達中:1園 ・西新井幼稚園(85名:3～5歳) 協議中1園	
	3～5歳	60			
区独自の 公設保育園	0～5歳	60	新規1園(7/1開設)	60	
	0～2歳	0		7/1開設 新田三丁目なかよし保育園 (開設初年度は、定員30名)	
	3～5歳	60			
合 計	0～5歳	315		278	
	0～2歳	154		88.3%	
	3～5歳	161		達成率	
2 保育関連情報の提供等					
東京都認証保育所、家庭福祉員、小規模保育室、私立幼稚園に関する施設紹介パンフレット「あずけ先見いつけた!!」について、12月中旬より利用可能な鉄道各駅等の区情報スタンドに設置を行った。					
[利用した区情報スタンド及び設置数]					
12月中:9駅及び1店舗、500部、1月中:27駅及び1店舗、1,180部					
2月中:25駅及び1店舗、1,120部					
今後の方針	保育施設等整備の進捗管理の徹底や保育関連情報のPR等の継続した取り組みを行っていくことで、待機児童の解消を図る。				

教 育 委 員 会 報 告

平成26年3月13日

件 名	家庭福祉員（保育ママ）およびグループ保育室の新規開業について																																																	
所管部課名	子ども家庭部 保育計画課																																																	
内 容	<p>内 容</p> <p>平成25年度第3期の募集（募集期間：平成25年10月10日～11月8日）には、5名の応募があり、4名が養成研修に進んだ。その結果3名が認定を受けた。</p> <p>また、平成25年度第2期のグループ保育募集（募集期間：平成26年1月6日～31日）に対し1組の応募があり、グループの適否について審査を行った結果、1組のグループが認定された。</p> <p>下記のとおり家庭福祉員認定者および認定されたグループ保育室を報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">《家庭福祉員》</th> <th style="text-align: center;">開 業 月</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">NO</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> <th style="width: 30%;">開設場所</th> <th style="width: 20%;">※公開日(足立区ホームページに掲載)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">あかうみ やすこ 赤海 康子</td> <td style="text-align: center;">島根 1-14-12</td> <td style="text-align: center;">平成26年4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">あかさか なおこ 赤坂 直子</td> <td style="text-align: center;">保木間 3-35-2-101</td> <td style="text-align: center;">※3月14日(金)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">みつい みほ 三井 美穂</td> <td style="text-align: center;">西新井 6-17-1</td> <td style="text-align: center;">平成26年5月 ※4月11日(金)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">《グループ保育室》</th> <th style="text-align: center;">開 設 予 定</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">NO</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> <th style="width: 30%;">保育室名称・住所</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">いのうえ しほ 井上 志穂</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ぽかぽか保育室 西新井 6-25-27-101</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成26年3月26日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">たなか あきこ 田中 明子</td> </tr> </tbody> </table> <p>(今後の予定) 児童定員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">26年4月1日現在開業者</td> <td style="width: 20%;">家庭福祉員</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">163名</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">473名</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>グループ保育室</td> <td style="text-align: right;">4室、10名</td> <td style="text-align: right;">26名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">173名</td> <td style="text-align: right;">499名</td> <td></td> </tr> </table>	《家庭福祉員》			開 業 月	NO	氏 名	開設場所	※公開日(足立区ホームページに掲載)	1	あかうみ やすこ 赤海 康子	島根 1-14-12	平成26年4月	2	あかさか なおこ 赤坂 直子	保木間 3-35-2-101	※3月14日(金)	3	みつい みほ 三井 美穂	西新井 6-17-1	平成26年5月 ※4月11日(金)	《グループ保育室》			開 設 予 定	NO	氏 名	保育室名称・住所		1	いのうえ しほ 井上 志穂	ぽかぽか保育室 西新井 6-25-27-101	平成26年3月26日	2	たなか あきこ 田中 明子	26年4月1日現在開業者	家庭福祉員	163名	473名			グループ保育室	4室、10名	26名			合計	173名	499名	
《家庭福祉員》			開 業 月																																															
NO	氏 名	開設場所	※公開日(足立区ホームページに掲載)																																															
1	あかうみ やすこ 赤海 康子	島根 1-14-12	平成26年4月																																															
2	あかさか なおこ 赤坂 直子	保木間 3-35-2-101	※3月14日(金)																																															
3	みつい みほ 三井 美穂	西新井 6-17-1	平成26年5月 ※4月11日(金)																																															
《グループ保育室》			開 設 予 定																																															
NO	氏 名	保育室名称・住所																																																
1	いのうえ しほ 井上 志穂	ぽかぽか保育室 西新井 6-25-27-101	平成26年3月26日																																															
2	たなか あきこ 田中 明子																																																	
26年4月1日現在開業者	家庭福祉員	163名	473名																																															
	グループ保育室	4室、10名	26名																																															
	合計	173名	499名																																															
今後の方針	<p>平成26年度の募集に向けて、3月に事業説明会を行う。説明会では、現役家庭福祉員による体験談を予定している。グループ保育室の募集については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育C型に変更となるため、新制度の研究を行い区の方針を決定してから募集を行う。</p>																																																	

教育委員会報告

平成26年3月13日

件名	足立区少年団体連合協議会への委託事業の改善等について
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内容	<p>足立区少年団体連合協議会（以下、「少連協」という。）に委託しているジュニアリーダー研修会（以下、「研修会」という。）及びジュニアリーダー研修会宿泊キャンプ（以下、「宿泊キャンプ」という。）について、不適切な会計処理があったことを踏まえ事業内容の改善等を図ったので報告する。</p> <p>1 今後の研修会及び宿泊キャンプの実施について 来年度以降の研修会及び宿泊キャンプについては、地域においてジュニアリーダーを育成し、そのジュニアリーダーとともに地域一体となった活動を実施している少連協が持つノウハウや少連協と連携した取り組みが不可欠である。以下の点について改善を図ったうえで、少連協に会計事務を含め完全に移管し実施する。</p> <p>(1) 事業運営にあたっての明確なルールの整備 研修会及び宿泊キャンプについて、これまで詳細なルールが不明確なまま事業が行われてきた。事業の適正化に向け、明確なルールを示し、それを少連協に徹底させる。</p> <p>【ルールの骨子】</p> <p>① 委託料として支出可能な範囲を明確にする。 ② 少連協が受託者として実施すべき業務を明確にする。 ③ 事業の実施にあたって禁止すべき行為を明確にする。</p> <p>(2) 事業を実施する体制の改善及び強化 整備したルールに基づき、実際の運用が適正に行われるよう、以下の通り体制の改善及び強化を行う。</p> <p>① 少連協の会計及び青少年課のチェック体制の強化 少連協の会計を現在の2名体制から4名体制へと増員し、少連協の会計を強化する。その上で、委託事業の会計に関し、当面の間、少連協と青少年課の定期的な打ち合わせを実施する。</p> <p>② 少連協からの事業補助の廃止 少連協が負担していた宿泊キャンプの事業補助(15万円)を廃止し、委託料及び参加者の参加費のみで実施する。</p> <p>③ 委託契約の内容変更 精算の必要がない契約に基づき研修会及び宿泊キャンプを実施してきたが事業終了後に精算する契約内容に変更する。</p> <p>④ 事業実績報告書及び収支決算書の作成 平成26年度以降の事業実績報告書及び収支決算書については、委託契約に基づき、少連協が作成する。</p>

<p>内 容</p>	<p>(3) 青少年課職員の事業への関わり方の明確化 研修会及び宿泊キャンプの企画については、引き続き、少連協と青少年課で協議のうえ進めていく。実際の事業運営については少連協が担い、青少年課は、これまでも担ってきたコーディネート役として関わっていく。そして、青少年の健全育成及び地域団体育成に関する知識や経験を、青少年や少連協及び各地区の少年団体協議会に還元する。</p> <p>2 これまでの不適切な会計処理により発生した問題点の処理方法について</p> <p>(1) 委託契約に定められた書類の提出について 平成 23 年度から平成 25 年度までの事業実績報告書及び収支決算報告書については、少連協と協力し作成する。</p> <p>(2) 職員の飲食に使った不適切な支出について 職員の飲食に使った不適切な支出の返還金の合計は 24,525 円となる。参加した各職員より少連協に自主的に返還する。</p> <p>(3) 目的のない保管現金について 保管現金は、委託料及び少連協からの事業補助の残金であると推察される。青少年課で保管している金銭の合計は、250,532 円である。この 250,532 円から、現在未払いの平成 25 年度の宿泊キャンプ事業に従事したスタッフへの謝礼等と未払いの研修会講師謝礼を支払ったのち、その残金 141,032 円を少連協に返還する。</p> <p>(4) 使途不明金について 使途不明金の 109,929 円については、会計を代行していた青少年課が発生させてしまったものであり、少連協の会計に不備を生じさせた原因は青少年課にある。これを正しい状態に戻すため、職員より少連協へ自主的に全額返還する。</p> <p>(5) 少連協の対応について 少連協に返還された金銭については、自主的に足立区へ全額返す意向を確認している。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>少連協と連携し、研修会及び宿泊キャンプを適正に実施していく。</p>

教育委員会情報連絡

平成26年3月13日

件名	小学校統廃合計画決定無効確認等請求の経過報告について
所管部課名	学校教育部 学校適正配置担当課
内容	<p>1 経過報告について (旧)千寿第五小学校と(旧)五反野小学校の統合に関し、平成24年10月15日付で東京地方裁判所に対して出されている小学校統廃合計画決定無効確認等請求の経過は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">・第5回口頭弁論 平成25年9月11日・第6回口頭弁論 平成25年11月27日・第7回口頭弁論 平成26年2月12日・第8回口頭弁論 平成26年4月16日(予定)
今後の方針	(旧)千寿第五小学校と(旧)五反野小学校の適正規模・適正配置実施計画の決定の無効および損害賠償を求める訴訟については、現在も継続中であり、今後も東京地方裁判所の指示に従い適宜対応していく。

教育委員会情報連絡

平成26年3月13日

件名	第5回あだち子ども百人一首大会の開催結果について																																					
所管部課名	学校教育部 学校支援課																																					
内 容	<p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「伝統や文化に関する教育の充実」(学習指導要領) ・『小倉百人一首』の暗唱等を通して、日本の言葉の響きに慣れ親しむ。 ・子どもたちの日本文化を慈しみ、尊重する気持ちを育む。 <p>2 日時 平成26年3月1日(土)</p> <p style="padding-left: 40px;">〔午前〕小学生の部 8:30~12:00</p> <p style="padding-left: 40px;">〔午後〕中学生の部 13:20~16:30</p> <p>3 会場 足立区立島根小学校体育館</p> <p>4 対戦方式 学校代表3人1組の源平戦及び個人戦</p> <p>5 運営協力団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社団法人全日本かるた協会(後援) ・足立区青少年委員会 <p>6 参加校数及び児童・生徒数、引率教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校:70校 287人 ・中学校:37校 156人 ・引率教員:139人(小学校101人、中学校38人) <p>7 来場者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等参観者:460人 <p>8 対戦結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">順位</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">小学生の部</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">中学生の部</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">源平戦</th> <th style="width: 25%;">個人戦</th> <th style="width: 15%;">源平戦</th> <th style="width: 25%;">個人戦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優勝</td> <td>湊江</td> <td>栗原 3年</td> <td>第十三A</td> <td>竹の塚 1年</td> </tr> <tr> <td>準優勝</td> <td>花畑西</td> <td>島根 4年</td> <td>新田</td> <td>第十三 1年</td> </tr> <tr> <td>第三位</td> <td>竹の塚</td> <td>栗原北 6年</td> <td>第十三B</td> <td>第十四 2年</td> </tr> <tr> <td>敢闘賞</td> <td>辰沼 西保木間 島根 寺地 東加平 梅島第一</td> <td>湊江 6年 中川北 6年 東加平 6年 湊江 6年 足立 4年 大谷田 5年</td> <td>第六 蒲原B</td> <td>第七 3年 第八 1年</td> </tr> <tr> <td>努力賞</td> <td>西新井第二 千寿双葉 六木 中島根 鹿浜 上沼田 皿沼 興本 東栗原</td> <td>東湊江 6年 伊興 6年 鹿浜 4年 中島根 6年 中川 5年 花保 6年 花畑西 5年 梅島第一 6年 東栗原 5年</td> <td>谷中 湊江 竹の塚 千寿桜堤 東綾瀬</td> <td>上沼田 2年 第十二 3年 東島根 2年 第九 3年 第五 2年</td> </tr> </tbody> </table>				順位	小学生の部		中学生の部		源平戦	個人戦	源平戦	個人戦	優勝	湊江	栗原 3年	第十三A	竹の塚 1年	準優勝	花畑西	島根 4年	新田	第十三 1年	第三位	竹の塚	栗原北 6年	第十三B	第十四 2年	敢闘賞	辰沼 西保木間 島根 寺地 東加平 梅島第一	湊江 6年 中川北 6年 東加平 6年 湊江 6年 足立 4年 大谷田 5年	第六 蒲原B	第七 3年 第八 1年	努力賞	西新井第二 千寿双葉 六木 中島根 鹿浜 上沼田 皿沼 興本 東栗原	東湊江 6年 伊興 6年 鹿浜 4年 中島根 6年 中川 5年 花保 6年 花畑西 5年 梅島第一 6年 東栗原 5年	谷中 湊江 竹の塚 千寿桜堤 東綾瀬	上沼田 2年 第十二 3年 東島根 2年 第九 3年 第五 2年
順位	小学生の部		中学生の部																																			
	源平戦	個人戦	源平戦	個人戦																																		
優勝	湊江	栗原 3年	第十三A	竹の塚 1年																																		
準優勝	花畑西	島根 4年	新田	第十三 1年																																		
第三位	竹の塚	栗原北 6年	第十三B	第十四 2年																																		
敢闘賞	辰沼 西保木間 島根 寺地 東加平 梅島第一	湊江 6年 中川北 6年 東加平 6年 湊江 6年 足立 4年 大谷田 5年	第六 蒲原B	第七 3年 第八 1年																																		
努力賞	西新井第二 千寿双葉 六木 中島根 鹿浜 上沼田 皿沼 興本 東栗原	東湊江 6年 伊興 6年 鹿浜 4年 中島根 6年 中川 5年 花保 6年 花畑西 5年 梅島第一 6年 東栗原 5年	谷中 湊江 竹の塚 千寿桜堤 東綾瀬	上沼田 2年 第十二 3年 東島根 2年 第九 3年 第五 2年																																		
今後の方針	<p>第6回あだち子ども百人一首大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時:平成27年3月7日(土)〔午前〕小学生の部〔午後〕中学生の部 ・学校代表3人一組の源平戦及び個人戦による対戦方式で実施 																																					

教育委員会情報連絡

平成26年3月13日

件名	平成26年度足立区育英資金奨学生の決定について																								
所管部課名	学校教育部 学務課																								
内 容	<p>平成26年2月6日に開催された、足立区育英資金貸付審議会の選考審査の結果、下記のとおり平成26年度の奨学生を決定した。</p> <p>1 足立区育英資金貸付審議会の審査結果</p> <p>(1) 高校生</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">募集数</th> <th style="width: 20%;">応募数</th> <th style="width: 20%;">採用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>50名</td> <td>23名</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td>特例</td> <td>5名</td> <td>5名</td> <td>5名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※通常募集の不採用者1名の理由は、他制度利用による申請辞退のため。</p> <p>(2) 大学生</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">募集数</th> <th style="width: 20%;">応募数</th> <th style="width: 20%;">採用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>50名</td> <td>21名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>特例</td> <td>0名</td> <td>0名</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※通常募集の不採用者1名の理由は、採用面接欠席のため。</p> <p>2 貸付時期 平成26年4月</p>		募集数	応募数	採用数	通常	50名	23名	22名	特例	5名	5名	5名		募集数	応募数	採用数	通常	50名	21名	20名	特例	0名	0名	0名
	募集数	応募数	採用数																						
通常	50名	23名	22名																						
特例	5名	5名	5名																						
	募集数	応募数	採用数																						
通常	50名	21名	20名																						
特例	0名	0名	0名																						
今後の方針																									

行 事 実 施 結 果

2 月 1 日 ～ 2 月 2 8 日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
2/2 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/2 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
2/5 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
2/9 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/12 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
2/12 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
2/16 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/16 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
2/16 (日)	中高生の居場所作り (映画作り)	15:00～18:00	ギャラクシティ	主催	10名
2/18 (火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	23名
2/19 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
2/19 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	2名
2/22 (土)	キャンプ講座	13:30～16:30	梅田地域学習センター 第1学習室	共催	2名
2/23 (日)	あだち日曜教室	9:30～12:00	ギャラクシティ	主催	81名
2/23 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/23 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
2/23 (日)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	主催	40名
2/26 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
2/26 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名

行 事 実 施 予 定

3月1日～3月31日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
3/2 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
3/2 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
3/5 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
3/5 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
3/9 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
3/9 (日)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	主催	50名
3/9 (日)	あだち日曜教室	9:30～16:30	庁舎ホール	主催	100名
3/12 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
3/12 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
3/16 (日)	子ども会育成研究協議会	10:00～18:00	綾瀬勤労社会福祉会館	後援	100名
3/16 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
3/16 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
3/16 (日)	中高生の居場所作り (映画作り)	15:00～18:00	ギャラクシティ	主催	10名
3/18 (火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10名
3/19 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
3/19 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
3/21 (金)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	主催	50名
3/22 (土)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	主催	50名
3/22 (土)	キャンプ講座	13:30～16:30	梅田地域学習センター 第1学習室	共催	4名
3/23 (日)	ジュニアリーダースーパー研修会	10:00～16:00	宮城ゆうゆう公園	共催	60名
3/23 (日)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	主催	50名
3/23 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
3/26 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
3/26 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
3/30 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名

教育委員会情報連絡

平成26年3月13日

件名	「あだち子どもの本たんけんたい」の作成について
所管部課名	地域のちから推進部 中央図書館
内容	<p>「あだち子どもの本たんけんたい」の作成について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 小学生親子を対象としたおすすめ本のガイドブックを発行することにより、子どもが自分自身で読みたい本を選ぶ力を身につけ、読書習慣を定着させていくことを目的とする。</p> <p>2 内容 ・低学年用(小学1～3年生用)と高学年用(小学4～6年生用)の2種類 ・118冊のおすすめ本を掲載 (低学年用：60冊、高学年用：58冊) ・おすすめ本の内容により6つの「くに」(カテゴリー)で紹介 (「冒険のくに」・「いのちのくに」・「かぞくのくに」 「友だちのくに」・「ファンタジーのくに」・「あだちのくに」) ・「読書たんけんマスター」をめざし、楽しみながら本をどんどん読みすすめることができるように工夫・編集</p> <p>3 作成部数及び主な配布先 (1) 作成部数 低学年用：18,900部 高学年用：3,000部 なお、低学年用については、平成26年度～28年度に入学する新一年生全員に配布する。(4月下旬「春のこども読書週間」頃の予定) (2) 主な配布先 区立図書館、区立小学校図書館等に閲覧用として配布</p> <p>4 電子書籍版 予約システムと連動させた電子書籍版を、図書館ホームページ上に掲載する。(3月下旬の予定)</p>
今後の方針	「あだち子どもの本たんけんたい」を活用した事業等を検討していく。

別 添

行 事 実 施 結 果

2月1日～2月28日

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加人数
2/1(土)	体験プログラム 「ダンスパフォーマンス」	10:30～11:30	東綾瀬小学校	主催	96名
2/3(月)	コーディネーショントレーニング指導 者スキルアップ講習会～アドバンス編 (小学生へのアプローチ法)	19:00～20:45	生涯学習センター	主催	14名
2/4(火)	体験プログラム「ロープスキッピング」	13:30～14:30	弘道小学校	主催	80名
2/5(水)	スペシャルおはなし会 ～読み語りキャラバン in 渚江幼稚園～	15:30～16:10	渚江幼稚園	主催	83名
2/8(土)	キッズなわとびリーダー講習会 vol.2	9:30～11:30	生涯学習センター	主催	7名
2/12(水)	小学校アウトリーチコンサート	3・4校時	皿沼小学校	主催	1年生2クラス 37名
2/12. 19. 26 (水)	東京未来大学連携講座 暮らしに役立つ心理学シリーズ vol.4 「コミュニケーションの心理学～心を分かちあうコミュニケーションの仕組み～」	19:00～21:00	生涯学習センター	主催	延 174名
2/19(水)	おりがみサポーター交流会	10:00～11:30	生涯学習センター	主催	37名
2/20(木)	株式会社東急ハンズ連携 工作教室「木のねんどで鉛筆をつくろう」	14:45～16:15	北三谷小学校	共催	35名
2/28(金)	小学校アウトリーチコンサート	3・4時校	加平小学校	主催	1年生2クラス 67名
2/28(金)	第29回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	東京芸術センター 会議室	主催	22名

行事実施予定

3月13日～ 4月13日

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加予定人数 【定員等】
3/23(日)	足立ジュニア吹奏楽団 第24回定期演奏会	14:00～16:00	西新井文化ホール	共催	900名
3/28(金)	第30回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	東京芸術センター 会議室	主催	20名